

平成26年第3回臨時会

滝川市議会会議録

### 第3回臨時会会議録目次

第1日目（平成26年5月22日）		頁
○開会宣告	—————	3
○開議宣告	—————	3
○日程第 1 会議録署名議員指名	—————	3
○日程第 2 会期決定	—————	3
○日程第 3 報告第 1号 専決処分について（訴えの提起）	—————	3
○日程第 4 議案第 1号 権利の放棄について	—————	4
○発言の訂正について	—————	2 3
○議事延長宣告	—————	4 9
○閉会宣告	—————	5 6

平成26年第3回滝川市議会臨時会（第1日目）

平成26年 5月22日（木）

午前10時00分 開会

午後 4時40分 閉会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 報告第 1号 専決処分について（訴えの提起）  
日程第 4 議案第 1号 権利の放棄について

○出席議員（18名）

1番	渡辺精郎君	2番	清水雅人君
3番	水口典一君	4番	坂井英明君
5番	渡邊龍之君	6番	小野保之君
7番	木下八重子君	8番	山本正信君
9番	三上裕久君	10番	堀重雄君
11番	関藤龍也君	12番	山口清悦君
13番	田村勇君	14番	井上正雄君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	大谷久美子君	18番	窪之内美知代君

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	吉井裕視君
副市長	鈴木光一君	教育委員会委員長	若松重義君
監査委員	宮崎英彰君	会計管理者	若山重樹君
総務部長	山崎猛君	総務部次長	五十嵐千夏雄君
市民生活部長	樋郡真澄君	市民生活部次長	田中嘉樹君
保健福祉部長	佐々木哲君	保健福祉部次長	国嶋隆雄君
経済部長	千田史朗君	農政部長	中川啓一君
建設部長	大平正一君	建設部次長	高瀬慎二郎君
教育部長	舘敏弘君	教育部指導参事	小野裕君
教育部次長	河野敏昭君	監査事務局長	伊藤克之君
市立病院事務部長	鈴木靖夫君	市立病院事務部次長	田湯宏昌君

総務課長 中島純一君

財政課長 高橋一美君

○本会議事務従事者

事務局長 菊井弘志君

書記 和田英昭君

書記 平川泰之君

書記 村井理君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成26年第3回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において木下議員、山本議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分について(訴えの提起)

○議 長 日程第3、報告第1号 専決処分について(訴えの提起)を議題といたします。

説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起でございます。

相手方は、記載のとおりとなっております。

訴えの趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃を滞納していることから申し立てを行った支払い督促につきまして、相手方から督促異議の申し立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により支払い督促の申し立てのあったものとみなされる訴えの提起をするものでございます。

滝川市が裁判所へ支払い督促を申し立てた日は、平成26年3月25日でございます。

相手方から督促異議の申し立てがあった日は、平成26年月4月8日でございます。

訴訟遂行の方針でございますが、1といたしまして滝川市建設部次長ほか4名の職員を訴訟代理

人と定めるものでございます。2といたしまして、訴訟において必要があるときは、上訴するものでございます。3といたしまして、訴訟において必要があるときは、適当と認められる条件で和解に応じるものとしております。

今回の訴訟の管轄裁判所は、札幌地方裁判所滝川支部滝川簡易裁判所でございます。

専決処分年月日は、平成26年4月23日でございます。

以上をもちまして説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

今回の専決処分についてですけれども、相手側から督促異議の申し立てということで、余りこういったケースはないのかなというふうに思うのですけれども、督促異議の申し立ての中身についてどういった異議を申し立てられたのか、またこうした督促異議の申し立てというのは過去にどの程度の件数があったのかについてお伺いいたします。

○議長 長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 訴訟において督促、我々としては請求しているわけでございますが、内容についてはちょっとこの場では申し上げることはできないのかなと認識しております。

それから、支払い督促に関しては、昨年からこういう手段といたしますか、を使っているところでございますが、今のところ督促異議が来たのは今回が初めてでございます。

以上です。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 裁判に係るということで、内容はということだったのですけれども、1点の確認だけ、督促した内容について市としては正確な市のいろんな条例その他に基づいて行った督促としては、何も市として異議を申し立てられるようなことはない。した督促自体に間違いはなかったということを確認したいと思うのですけれども。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 市の訴訟における手続上の問題における、その事案に対する異議ということではないということでお話しさせていただきます。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第4 議案第1号 権利の放棄について

○議長 長 日程第4、議案第1号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第1号 権利の放棄についてご説明申し上げます。

本議案は、先月 25 日に判決の言い渡しが行なわれた元職員 3 名に対する市の損害賠償請求権につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の定めに基づく放棄の議決をいただきたいとするものであります。

議案の具体的な内容についてですが、まず放棄する権利の内容につきましては札幌高等裁判所平成 25 年（行コ）第 14 号損害賠償履行請求控訴事件の判決によって滝川市長が賠償の命令または支払いの請求を行うこととされた滝川市の 2 の放棄する権利の相手方である元福祉事務局長、元福祉課長及び元保健福祉部参事の 3 名に対する損害賠償請求に関する全ての権利であります。

札幌高等裁判所の控訴審判決において、元職員に対する損害賠償請求に関する部分は控訴人である滝川市長に対して、1、元福祉事務局長に対し 9,605 万円及びこれに対する平成 20 年 8 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員の賠償の命令をせよ。同じく元福祉事務局長に対し 3,860 万円及びこれに対する平成 20 年 8 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を滝川市に支払うよう請求せよ。3番、元福祉課長に対し 1,185 万円及びこれに対する平成 20 年 8 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員の賠償の命令をせよ。4、同じく元福祉課長に対し 4,350 万円及びこれに対する平成 20 年 8 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を滝川市に支払うよう請求せよ。5、元保健福祉部参事に対し 1,070 万円及びこれに対する平成 20 年 8 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員の賠償の命令をせよ。同じく元保健福祉部参事に対し 3,850 万円及びこれに対する平成 20 年 8 月 2 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を滝川市に支払うよう請求せよとの内容であります。

放棄する権利の相手方につきましては、本議案に記載させていただいている元福祉事務局長、元福祉課長及び元保健福祉部参事の 3 名であります。

放棄の理由といたしましては、議案に理由を記載させていただいておりますが、そもそも今回の本議案につきましては住民訴訟の意義の否定や司法の判断を覆し、議会の判断を優先させようとする趣旨のものではなく、当該元職員の重過失及び過失が認められた判決内容について重く受けとめさせていただきたいと考えているところでありますが、判決において違法とされた当該元職員による支給決定につきましては、詐欺などの違法行為を誘導したり、それに加担したものではないということは明らかであり、また当時の検証第三者委員会からの提言やこのたびの控訴審判決においても指摘があったように、当時の市としての組織的な対応、判断の適正さを欠いていたことによる責任が大きいものであったことなども考慮しますと、本件は個人による責任として受けとめるにとどまることなく、組織的な責任を重く受けとめねばならない問題であると考えているところであり、事実当時の検証第三者委員会から提言を受け、組織的な対応が大きな要因であるとして福祉事務所としての再発防止策や市役所全体の改善策である信頼回復プランを決定し、組織的な改善に取り組んできたところであり、また現市長もそのような組織の刷新ということを目指し、日ごろより組織の改革に取り組まれているところです。また、これらの取り組みに加え、組織的な責任への対応としての市職員全体の給与削減やOB等の関係者からのご寄附、さらには一般市民の皆様からのご寄附など、全市的に取り組みが行なわれ、市に生じた損害につきましては既に補填されていることにつきましてもこのたびの放棄の大きな理由の一つであります。特に給与削減とご寄附などの取り組み

につきましては、当時において議員各位、市民並びに職員の皆様、そして関係者各位においてまさに市を挙げての議論の結果取り組まれたものであり、そのような経緯については非常に重く受けとめなければならないものであると認識しているところであります。そして、既に懲戒処分等の組織的な対応が行われていることなどの今申し上げたような理由を初めとして、本件にかかわる諸般の事情を総合考慮した結果、本議案を上程させていただいたものであります。

最後に、放棄の時期につきましては、本議案の可決の日としたいとするものであります。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 それでは、なるべく端的に大きく2点をお伺いいたします。

まず、1点目なのですが、この後質疑、討論があつて採決ということになりますが、上程をされている権利の放棄が否決をされた場合に、そうすると判決に従って市が3名の元職員に対して賠償金の請求を行うということになるというふうに思うのですが、そうなった場合にその後どういう展開と申しますか、事態が想定をされるのかというのが1点目。

それから、2点目なのですが、先ほど提案理由の中にもありましたように、もう既に損失した2億数千万円については埋まっているという事実があります。そういうことも踏まえて、現実問題として3名の職員個人あるいは家族、その者の人生をこの後変えてしまうことも大きく私は想定をしています。そんな中でこの3名の元当該職員たちが何のペナルティーも受けていないのかということ、私はある程度はわかっておりますが、具体的にどういう懲戒処分、さらには寄附として自主的に行われたものもあるでしょう。そういう金銭的なもの、自主的な弁済も含めて、そこで判決によって賠償責任を問われた3名は、これまでにどの程度の経済的なペナルティーを負い、また寄附といった自主的な弁済を行ってきたのかというのを金額を含めて伺います。

○議長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 今後の展開と申しますか、どのような事態が想定されるのかということにつきましては、今回の判決で示された元職員への請求額については、個人に対する請求額としては一般的な感覚としてかなり大きな額、ともすれば過酷とも言える額ではあります。よって、元職員たちの資産状況等の調査を行ったわけではございませんが、これが円滑に弁済される見込みは高いとは言えないのではないかと申す中で、支払い不能となった場合については元職員は破産申し立てをして、破産、免責を受けるといったことも想定されます。具体的には、元職員は土地、建物を含めその所有財産のほぼ全てを手放すこととなり、それらは破産配当として滝川市に対する債務の弁済に充てられるということになると想定されます。

次に、該当職員の処分の関係でございますが、住民訴訟で原告から損害賠償請求の対象とされた5名の負担でお答えさせていただきますと、5名の合算額では給与減額分で約3,787万円、寄附分で744万円、合計4,531万円程度となっております。

以上です。

(何事か言う声あり)

○議長 長 総務部長。

○総務部長 失礼いたしました。該当職員3名のうち2名につきましては2カ月の停職処分、1名については懲戒処分となっておりません。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点確認と関連する質疑ということになりますが、先ほど言われました3,787万円、744万円の5名というのは、今回の3名に前市長、前副市長ということで確認してよろしいかというのが1点。

それから、私の質疑の中には多分給与減額分、懲戒処分による損失分も含めてを聞いてお答えをいただいていると思うのですが、それだけではないと思うのです。つまり給与減額あるいは退職金に付随する将来にわたり受け取るであろう年金への影響額というのものもあるのではないかとというように想定するのですが、その部分については算定されているのかどうか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 1点目につきましては、議員さんのご指摘のとおり2名を含めてということでございます。

2点目につきましては、これもおっしゃるとおり処分を受けた場合、年金にも影響ございます。ただ、年金につきましては算定が基礎が明確ではないということで、この場で幾らとか、先んじて計算することはちょっと難しい状況であります。結果としては、生涯にわたって年金にも影響を及ぼす経済的ペナルティーを負うということは間違いのない事実でございます。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 議長のご指名をいただきましたので、以下3点につき質疑をさせていただきたいと思っております。主に市の今回の債権放棄に至る提案理由の中身について精査をさせていただきたいという趣旨でございますので、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、先ほどさまざまな寄附等があって、そういった穴埋めがなされているという説明もございましたが、市の損害の部分については金銭的な債権として現在残っているものはどのようなものなのかということの確認をしておきたいと思っております。

次に、これを前提として、不当利得、要するに例えば公務員がこういった事件を起こして不当な利得をしたと。不当な利益を懐に入れたという事件であれば、これは全く権利放棄などということには当たらないと思っておりますが、今回は金銭的には寄附者や、あるいは特別職を含む職員の給与削減等で全額補填されており、今回裁判で多額の損害賠償等を請求されている元職員については既に懲戒処分などにより金銭的な負担も負っている。また、地方公務員法等によれば、懲戒処分等で既に処分を受けた者については、不利益不遡及の原則により、これを過重に処分してはならないという原則もあります。こうした中、新たに損害賠償を求めることについては無理があると考えておりますが、このことについて改めて市のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

さらに、3点目、損害の補填に協力した市民や各団体、職員の皆様は、債権放棄について批判的

な意見ばかりではないと私は思います。事実私のところに届いている声については、既に寄附を行い、穴埋めがなされている以上、これ以上の債権を請求するというは一体どういうことなのかという、そういった質問も数多く寄せられている中で、市長として寄附者のご意向、ご意見について現在までどう捉えられているのかお伺いをしたいと思います。

以上、3点ご質疑をいたします。

○議 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 1点目の金銭的な部分でございますが、損害については穴埋めがなされているということなのですが、今回の詐欺事件の犯人である相手方に対して提起した損害賠償請求訴訟での勝訴した3,460万円のうち、回収できているのがその一部の約230万円程度でありますことから、残額については債権として残っている状況でございます。

次、2点目でございますが、市がこうむった損害額について、重複しますが、市民等の協力もいただきながら組織として実質的な補填措置に取り組み、既に完了しているところであります。もちろんこの補填措置については、今回賠償責任に問われている元職員3名も懲戒処分を含めた給与削減や寄附金の抛出によってその一部を担っているところでありますが、そうした点も含めて総合的考慮の結果、議案にも主な放棄理由を示してございますが、権利放棄には一定の妥当性を有するものというふうに考えております。不利益不遡及の原則という部分について、これは別物ではあります。考え方としては議員の考え方については一定の妥当性、これについてもあるというふうに私は感じております。

以上です。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 柴田議員からの市長は寄附者の意見をどう捉えているかというご質疑でございますが、私のほうにもいろんなご意見をいただいているわけですが、ご答弁させていただきますけれども、寄附をいただいた当時はどのような判決が出るかというのはわからない中で、たくさんの市民の皆さんから寄附をいただいたところですが、その当時判決内容によって寄附を返金してほしいですか、損害の補填には充てないでほしいといった、そういった意向を添えての寄附というのはなかったというふうに思っております。寄附者、寄附していただいた皆さんにおかれましては、あのような状況の中におきましても私ども市の方針に対するご理解をいただいて、ご寄附の決断をいただいたものというふうに理解をしております。結果といたしまして、今回の判決につきましては厳しいものとなりましたけれども、判決が確定した今、改めて寄附者の皆様からそうした申し出もなく、むしろ権利放棄の円滑な推進によりまして市役所の早期の出直しを期するといった声も寄せられておりますので、今回の提案につきましてもご理解をいただけるように、今後とも丁寧に市民の皆様方に説明をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 後段の2点の質疑については理解をいたしました。

最初の質疑の部分なのでありますが、先ほど申し上げましたとおり実はこの前段の質疑の損害賠

債請求訴訟の請求部分については、これはもう間違いなく不当利益を上げた者に対する債権でありますので、今後も放棄することなく市として引き続きこの債権の請求を行っていくものと考えますが、市の考え方について改めてお伺いしたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 おっしゃるとおり、不当利益を上げた債権の請求でございますから、これについては引き続きといいますか、強い意思を持って引き続き請求をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 おはようございます。住民訴訟控訴判決における質疑、4点ほど行いたいと思います。

まず、1点目であります。この権利の放棄についてであります。3項目の理由を根拠としております。その理由の1点目にある組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたとは、どのようなことを指しているのか、まずお伺いいたします。

2点目、市にとっては大変厳しい判決があり、市としても厳粛に受けとめていることと思いますが、市民からのこの判決についての意見等は寄せられているのかお伺いいたします。

3点目は、この権利の放棄の提案は判決が元職員に対して請求せよと言っているところを市はその権利を放棄したいという内容だと受けとめております。一般的な感覚としては、判決は履行するもので、それが不服であるならば上で争う、すなわち最高裁に上告するということになると思いますが、なぜこのような議案の提案に至ったのか、改めて説明を求めます。

最後、4点目、市は原告側と異なる主張を持って争った経緯があり、結果的には市の主張が認められなかった部分もあるということは当然承服できないという思いはあるかもしれませんが、判決が確定した以上、それを受け入れざるを得ないという状況において、反省すべきところは反省することが必要だと思います。権利の放棄の是非については、今議会にその判断が委ねられており、我々議員はそれを慎重に議論しなければなりません。組織としてのあり方や市民への信頼回復という点から、今後における反省、課題はどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長 長 渡邊龍之議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

まず、1点目の組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたとはどのようなことを指しているのかという部分でございます。今回の事件につきましては判決において違法とされた当該元職員による支出決定が詐欺などの違法行為を誘導したり、それに加担したようなものではなく、それは明らかであることはもちろん、この3名の元職員が個人として引き起こした事件というよりは、当時の組織的な対応に不十分な点があったという点を重く見ております。結果としてあのような支給を早期に食い止められなかった背景として、当時の検証第三者委員会からの報告書や裁判所の判決書にもあるように、組織として個々の事案への対応に不十分な点があったこと、組織体制のあり方などさまざまな点において組織としての問題に対する反省点が多い事件であったと感じているところであり、このようなさまざまな当時の事情を総合的に勘案しますと、本事業が個人による責任とし

て受けとめるにとどまることなく、組織的な責任を重く受けとめねばならない問題であると考えているところであります。事実当時の検証第三者委員会から提言を受け、組織的な対応が大きな要因であるとして福祉事務所としての再発防止策や市役所全体の改善策である信頼回復プランを決定し、組織的な改善に取り組んできたところであり、また現市長もそのような組織の刷新ということを目指し、日ごろより組織の改革に取り組まれているところでもあります。

2点目の市民の皆さんからのご意見につきましては、正直ほとんどございませんが、何件かはございます。あとは、実際に声を寄せられているという部分もございます。内容につきましては、先ほど副市長の答弁で申し上げたような声が届いているということでご理解いただきたいと思っております。

3点目なのですが、なぜこのような提案に至ったのかという部分でございますが、今回元職員3名に対して1億円以上の賠償金を請求せよという判決をいただいたところですが、まずこの内容に不服であるとするならば上告すべきではないかというご質疑であります。民事訴訟法の規定により、地裁からの高裁への控訴の場合と異なり、単に判決内容に承服できないからという理由で上告するということが認められておりません。すなわち、例えば判決が憲法違反であるとか、最高裁の判例に反しているといった特定の理由が必要でありまして、個別の事実の認定だとか、それに対する評価を争いたいということだけでは上告ができないことになっております。今回顧問弁護士とも協議し、そうした法に基づく適正な上告理由が見出せないということで、上告は断念することといたしました。

提案に至った理由は、議案の提案理由の3点が実質的な理由ではありますが、裁判ということの中で申し上げたいのは、判決と異なる権利の放棄についての議案を提案するに至った理由として、住民訴訟において職員や首長個人に対して多額の賠償請求を命じる判決がなされた全国の事例がございます。それに対して議会が当該債権を放棄する旨の議決を行い、その是非が法定で争われた結果、司法がその議会の議決を有効と認めた多くの事例もございます。ただし、最高裁の判断は一律に債権放棄の議決を有効としたわけではなく、そこには一定の判断要件が例示されており、個々の事案についてさまざまな事情を総合考慮した上で議決権の逸脱や濫用に当たらないと判断される場合には、議会としての判断である議決を有効とすべきであるという見解が示されております。そういった事例等を踏まえて、今回の事案について検討し、議案にもお示ししております3点の理由を中心に総合的に考えさせていただき、本提案をさせていただいたところであります。

次、4点目でございます。今後における反省、課題はどのように捉えているかということでございますが、今後における反省課題ということでは、さきに申し上げた福祉事務所としての再発防止策や市役所全体の改善策である信頼回復プランを初めとして当時からの反省点を教訓として、これまで組織的に改善に取り組んできたところがございます。今後におきましては、この事件を教訓として二度とこのようなことのないように職員の意識改革をさらに進めながら、市民の皆様信頼される組織づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 再質は1点、4点目の部分での改善策とは、ご答弁いただきましたけれども、具体的

にどのように進められてきたのかという部分を再度質疑させていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

市民の皆様信頼される市役所づくり推進プラン、いわゆる先ほどから申しております信頼回復プランでございますが、そういった推進計画を作成しました。この信頼回復プランは、検証第三者委員会から提言をいただき、滝川市行政経営システム改革推進本部を設置して検討を行ったもので、その推進に当たりましては市民の皆様にもご協力いただき、有識者から成る市民会議を設置の上でその推進状況等の確認や指導、助言などをいただき、市民目線によるより客観的な改善策となるように努めたものでございます。このほかにも第三者委員会から提言を受けて実施した福祉事務所の再発防止策などもございますが、そのようなさまざまな取り組みを今も続けているところでございます。参考までに中身的には、さまざまな市民ニーズの把握から、職員研修につきましても過去に企画して少しではなく大幅に拡大しております。また、人事評価等それぞれ職員の倫理、行動指針の作成、さらに不当要求があった場合に対応するシステムの検証、そういったさまざまなことを市民会議に報告しつつ、さらにはそこで進行管理をしていただきながら、改善に努めておりますし、今後とも的確に改善を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまの提案を受けまして、市民の声連合、渡辺精郎が質疑をさせていただきますと思います。

提案がありましたが、提案理由も含めてそれに至るまでの役所の中の経緯、そういうものからちょっと質疑をさせていただきますと思います。まず、5月9日付の臨時庁議資料の保健福祉部の福祉課の議事録のことから質疑させていただきますと思います。「生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について」と、こういう表題でございますが、1点目はその動向というのは、やっぱりこれは敗訴に向かってとか、敗訴に対応するため、こういうような表現がもう適切ではないのかということをもまずご質疑したいと思います。理由について申し上げたいと思います。それは、判決文から引用しましたので、決して私が考えたものではございません。1つには、判決文の中で一審被告敗訴分の拡大とあるわけでありまして、原告側には使用しておりません。2つ目でございますが、一審被告の控訴を棄却するとあるわけでありまして、それはまさに被告側の敗訴そのものではないでしょうか。3つ目の理由ですが、裁判費用の負担割合は4対6ということでありまして、被告側負担が6という割合は、やはり敗訴ということになるのではないのでしょうか。4つ目でございますが、滝川市が控訴したものに高等裁判所は重過失責任を問うたわけでありまして、もう一名の職員の責任も問われて1億3,500万円程度の賠償命令となったわけでありまして、これは滝川市にとって大きな誤算であり、まさに敗訴そのものではないですか。これが大きく1点目でありまして、これをお認めになってください。

2点目でありまして、高等裁判所の判決の最も核心である3名に損害賠償請求せよと、こういうふうに前田市長に命令が下ったわけでありまして、この権利というか、市長にとっては義務かもしれま

せんが、これを放棄する理由が提案されました。先ほどからいろいろあったわけではありますが、その1に市として組織的な対応及び判断の適正を欠いていたことによる責任が大きいと元職員の違法、重過失、注意義務違反という裁判所の判決を否定してないがしろにしたような理由が示されましたが、この理由をさらにご説明をいただきたいと思うわけでありまして。つまり先ほども山崎部長からもありましたが、組織的な対応、判断に適正を欠いていた、これは当然だと思っておりますが、やっぱりその具体的な策がなければ、これは理論が成り立たないのではないかと思います。つまり田村前市長あるいは末松前副市長、谷田部会計理事等の市のトップを初めとして二十数人と言われる、いわゆる情報を漏らさないとした事件の関係者への再調査とか、損害賠償のこういう人たちに対しても分散請求が提案されてから3名の損害賠償請求はしないと、こういう提案なら、これは市民も私も理解できるのでありますが、このような筋の通らない提案でないかということで、即時取り消しを求めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

大きく3点目であります。さて、このたびの元職員からの債権は放棄すると、こういうことでございますが、詐欺被害による民事訴訟の債権の部分、これは先ほどからも少し出ていたのでありますが、もう少しやっぱり市民の前に明らかにすべきではないでしょうか。その1として、片倉とタクシー会社社員に対する損害賠償債権が残っております。確定した判決ごとの額、それから回収された額、残額、時効はいつごろになってしまうのかという、こういうことをお答えをいただきたいと思うわけでありまして。

その2です。滝川市は、詐欺事件の関係者に対する損害賠償請求権を有しているわけでありまして。先ほどからもありましたけれども、今回のみの債権を放棄するということは、確かに先ほどからありましたようにさきの事件は自分の懐にしたというような、もちろんそういう問題もあるのですが、債権放棄と、こういう意味からしますとやっぱり公平性を欠くのではありませんか。法的に、あるいは道義的にその2つの比較をされてご答弁いただきたいと思っております。

その3ですが、3,000万円を超える債権回収がいつまでにどれくらいでできるか、こういう保証もない中で、本債権の全部を放棄するということは、市民の財産を守る上で妥当性を欠くのではないかと、こういうことでございますが、こういう小さくそれぞれ3点目まで行きましたが、4点目ではありますが、小さな4点目で、元暴力団員等に対する損害賠償請求権は2億3,886万円のうち、回収に全力を挙げると、こういうふうに市民は思っているのですが、このうち既に刑期も終えた人もいて回収がされていると思うのですが、その進捗状況が全然発表もされていないのですが、どのように回収が行われているのでしょうか。

以上、この3点目の小さく1、2、3、4ということでお答えをいただければと思っております。

4点目でございます。このたびの債権放棄の理由の3番目に、先ほどから荒木議員の質疑にもございましたが、懲戒当該職員については既に懲戒処分等の組織的な対応が行われているためとされているのでございますが、1名は懲戒処分を受けていないのではないのでしょうか。3年前に退職して、その後嘱託職員として昨年の3月まで勤務されておりました。そして、今回の重過失の判決で加わった元職員であります。ですから、この3番目の理由は成り立たないのではないのでしょうか。

最後の5点目でございます。ところで、前田市長のこの事件に関する基本姿勢についてお尋ねし

ます。田村前市長が巨額な介護タクシーによる移送費の支出は正当だと主張するのは、いきさつからいってあるかもしれません。しかし、この事件を批判して当選した民間出身の前田市長がこの巨額の通院移送費の支払いを裁判において毎日のような札幌通院について効果的である、それから矛盾がある記載は見られなかった、タクシー料金についても適切だった、あるいは低額だった、こういうふうな主張をしましたよね。今回の債権放棄も刷新市長のやるべきことではないと思いますが、裁判で主張したことも全て前田刷新市長の責任になってしまったわけであります。覆水は盆に返りませんが、どうしてこのような陳述の書面で裁判で述べたのでしょうか。これは、必ず市長の口からおっしゃっていただきたいと思っております。

以上、大きく5点をお願いします。

○議長 長 渡辺精郎議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、渡辺精郎議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、渡辺市議が引用されました庁議資料、また厚生常任委員会に提出いたしました資料の表題でございますが、過去厚生常任委員会等で保健福祉部から報告する際、同様の表題を用いております。また、内容においてはその時点、時点で口頭弁論の開催報告、判決日の報告、判決内容の報告を行っております。渡辺議員が内容を分析された結果から、敗訴だと考えられ、表記も敗訴とすべき等とのお話でございますけれども、第一審原告側の総額2億3,886万円の賠償請求に対しまして、被告である滝川市として委員会に報告する際に市側の控訴理由書から引用し、敗訴部分という表記はさせていただいております。

次に、3点目ですが、事件の首謀者たる夫婦、タクシー会社の実質的経営者、その従業員などに対しまして滝川市は損害賠償請求の民事訴訟を提起させていただきました。提訴した3,460万円全額が認容されております。詐欺事件にかかわる刑事裁判においては、夫婦らは滝川市から2億215万円をだまし取った等との記載はございますけれども、平成20年6月16日の第2回の定例会におきましてご説明し、議決をいただきましたとおり、損害の回収性、また提訴する金額に伴う訴訟経費から、刑事裁判において全くの架空請求とされた部分、損害額が明確な同金額を被害額としております。内訳でございますが、先ほど総務部長からご答弁させていただきましたとおり、現在回収している金額については約225万円でございます。民事訴訟を提起いたしました7個人1法人でございますが、そのうち首謀者たる夫婦、実質的経営者、その従業員、この4名につきましては3,460万円の債権が認容されております。また、会社法を問われました名目的経営者につきましては、滝川市側の対応のまずさに伴う過失相殺を認容されまして457万円となっております。この部分につきましてはそれぞれ連帯債務として確定をいたしております。また、民事訴訟法によりまして裁判によって確定した債権の時効は10年となっております。この10年の間、現在出所された方もいらっしゃいますけれども、首謀者たる夫婦等につきましてはまだ服役中でございます。今後の対応につきましては、顧問弁護士と協議し、引き続きこの債権については回収に向けて努力をしていきたいと思っております。また、仮に10年経過した時点で債権が回収できない場合、その場合につきましては時効延長の提訴等についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2点目の組織的な対応及び判断の適正さを欠いていた云々の部分でございますが、提案説明においても説明申し上げましたが、住民訴訟の意義の否定や司法の判断を覆そうということではありません。あくまでも平成24年の最高裁判決において地方公共団体の権利放棄の適否の判断については裁量権の逸脱、濫用に当たらない限りにおいて議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているという判断が示されたことによりまして、そういった最高裁判決の趣旨に基づいて本事案について諸般の事情を総合考慮した結果、今回上程に至った理由の一つとしてこのたびの事案については当時の第三者委員会からの報告書や裁判所の判決書にもあるように、組織的な対応や判断の適正さを欠いていたという組織的な責任を重く受けとめなければならない問題であると考えた上での判断ということでございます。したがって、取り消す気はないかということについては言うまでもなく、取り消すということにはならないというふうに考えております。

あと、懲戒処分の関係で嘱託職員として勤務していた処分を受けていないという部分について、今回の重過失の判決が加わった元職員について、提案理由は成り立たないのではないかとということですが、懲戒処分については組織として服務上々々地方公務員法に基づいての処分ということで、懲戒処分に至らなかった職員についても当然懲戒処分の審査を受けた上での決定ですので、懲戒処分を含めた組織的な対応の中にはそういったことも入っているというふうに認識しております。したがって、懲戒処分を含めて組織的な対応を行ってきたということでの理由は別に不自然はないというふうに考えております。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、渡辺議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、冒頭今回の司法判断につきまして重く真摯に受けとめていることをご理解いただき、このような判断に至ったことにはぜひご理解をいただければということをつけ加えまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

今回の被告を滝川市長としました当時の市長を初めとする5名に損害賠償を求めよとの住民訴訟におきまして滝川市側が主張したのは、支給決定に至る判断根拠等を示し、個人に賠償を求める違法性はなかったものということを主張したわけでございます。これが訴訟代理人である弁護士からのことで、このように発言をさせていただいているわけでございまして、組織的に問題があったからこのような事態に陥ったこととございまして、個人に賠償を求めるほどの違法性はなかったという考えを持って主張させていただいたということとご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 議案第1号の3の放棄の理由の中に(3)、当該元職員については、既に懲戒処分等の組織的な対応が行われているためという理由がありますが、2人の議員への答弁で3名のうち1名については懲戒処分をされていないということが明確になりました。その点では、(3)は理由文としては不適切だということで、議案の訂正が必要ではないでしょうか。

○議長 長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

○議長 長 会議を再開いたします。

ただいまの清水議員の議事進行につきまして総務部長より答弁を求めたいというふうに思います。総務部長。

○総務部長 先ほど来確かに1名については結果として懲戒処分を受けていません。ここの表記の部分なのですけれども、懲戒処分等の組織的な対応が行われているためという記載でございまして、3名とも懲戒処分を受けているという記載ではございません。懲戒処分2名含めて、さらに懲戒審査等々組織的にその3名ともどうすべきかという対応の中で、結果として2人が懲戒処分に至ったということで、そういった組織的な対応がなされているということでの記載でございまして。決して3名とも懲戒処分を受けたという意味での記載ではないということでご理解いただきたいと思っております。

(何事か言う声あり)

○議長 長 議事進行ですか。清水議員。

(何事か言う声あり)

○議長 長 では、私のほうから。まだ多分清水議員から発言があろうかというふうに思いますが、この後清水議員の質疑も残っておりますので、質疑の中で臨んでいただければということをお願いをしたいと思います。

引き続き渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、ただいまのことも含めまして何点か。まず、国嶋次長の答弁は明快だとも、今までの経緯がずっとわかっていたからそのとおりだと思って、今後もそういう対応をさせていただきます。

それで、今の3点目は清水議員が議事進行をかけましたが、そのとおり、私もそういうふうに思っております。つまりやっぱりこのままでご理解をいただきますというのをおかしいのではないのでしょうか。やっぱりしっかりと削除する、あるいは訂正をして、その上でご理解を得て、議案でございましてから、1名は含まれないのに含めてしまっている議案というのはないと思います。したがって、やっぱりぜひ修正、加除修正でもいいですから、そのようにしてこれは措置をしてもらいたいと、こういうふうに思います。

もう一点、組織的な対応、私が具体的な意見まで申し上げましたのに一切そういうものがないと。組織的な対応、判断が適正を欠いていたのなら、こういう方向でひとつやろうと思います。そして、債権放棄のほうは債権放棄をやる。したがって、組織的な対応、判断、適正さを欠いていたことについてはこういうことをやりたい。例えばそれでは渡辺議員からあった分散請求、こういうことについてやっぱり答弁をいただきたいと思っております。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 幾つか議員さんから再質疑ございまして、議案の表現の問題については先ほど部長のほうから説明したとおり、もうこれ以上でも以下でもございません。そのように私どもはこの文章について理解をしておりますので、ご理解いただきたいということでございます。

それから、組織的な対応というお話でございしますが、組織的な対応としまして懲戒処分ですとか、私どもの給料の削減とか、そのほかその当時にあったことという先ほどからも答弁に出ていますけれども、信頼回復プランをみんなでつくって、それを実行していったとか、当時はそういうことも含めての組織的対応をやらせていただいたという理解でございします。

それから、20人の分散して請求というようなお話もございしますけれども、私どもは個人に対して損害賠償を請求するほどの過失、違法性はなかったという立場でずっと主張させていただいていく中、その20人という個人の人たちに請求するということは私どもが主張してきたこととは全く違って来るわけでございします。あくまで組織に責任があった。この問題は組織対応として考えると、こういうことが私たちの基本的な考え方でございしますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 最後、それでは組織的な対応、判断で、個人に請求というのは全く考えていないと。それはそれでそういう見解が示されました。それでは、組織的な対応、判断、これは適正さを欠いていたと。つまり3名の部長や課長に責任を負わせるのは、これは酷だと。このとおりだと思ひます。では、そういう意味でさっきから言っているのは、組織的な対応、判断に適正を欠いていたならばやっぱりさきの市長、副市長、こういうトップのほうの責任、これは逃れられないと思ひます。つまりこの議会でそのトップのほうの責任を素通りしてしまつて3名だけに重点が置かれているというのは、やっぱりおかしいと思ひます。そういう意味だと思ひますので、そういうトップのほうの責任、これはあったのか、なかったのか、これを最後に示していただきたいと思ひます。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 トップの責任云々ということではなく、また同じ繰り返しになりますけれども、私どもは組織に責任があった。組織として対応したい。それは、トップの方ももちろん、私ども職員みんなでこの問題については対応していくのだということを何度も職場集會も重ねまして、ご理解もいただいて対応してきているという、こういうことでございします。ぜひご理解いただきたいと思ひます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、質疑を行いたいと思ひます。既に議長のほうに通告文を出しておりますが、若干の変動がございしますので、それについてはその都度説明いたします。

まず、1点目です。今回の議案の内容、文言等について質疑をさせていただきたいと思ひます。まず、放棄の理由の1番として、本件控訴審判決において違法とされた通院移送費の支給決定については、市としての組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたことによる責任が大きいものであったためと述べています。ここでいう組織は、市役所全体か、あるいは福祉事務所と市長、副市長など、また会計課など関係部署も含むのか。余りにも組織に、組織にということであれば抽象的に

過ぎるというふうに思いますので、何をもって組織としているのか、その内容について具体的にお示しをいただきたいと思います。

また、組織の責任が大きいということですが、しかし組織の責任が大きいといった場合、組織の中の職員は当然管理職から非管理職まで権限があるのです。組織が悪いからといったときに、では組織の責任をやるときにやっぱり権限がある人がなすべきことをなして初めて組織が動くわけで、具体的に組織の責任というのは、1 問目はどういう部署を指すのか、どういう集団を指すのか、2 点目はそこの中の管理職とかの責任はどう問われるのかということをお聞きをしたいと思います。

3 点目です。組織の責任が大きかったからといいますが、今回それと比較するのは高等裁判所の判決です。これと比較して大きいというのは、どれぐらい大きいのかお示しをいただきたいと思います。

また、組織的な対応及び判断のまずさが3名の違法、重過失、著しい注意義務違反の支給を招いたかのような答弁がされました。重過失というのは、もうほとんど故意だというのが定説なのです。そういうことが3名もの方がやるのに、どんな組織がどんな影響を与えたのかというふうに普通思うので、そこをお伺いしたいと思います。

2 点目、(1) の中でこういう表現があります。当該元職員が違法行為を誘導し、または違法行為に加担したものではないとされていますが、今回の違法行為はどんな違法行為だったのかという、還流です。あるいは架空請求です。また、詐欺です。これは、それぞれ還流させようと思っても、あるいは架空請求しようと思っても、詐欺をしようと思っても、お金が出てこなければ起きないのです。そういう点では、この3つの刑事事件の決定的な温床に今回の違法な著しい注意義務違反の重過失のために起きた支給が密着していると思うのです。そういう点でここで述べられているそういった刑事事件になった違法行為を誘導もしていないし、加担もしていない。まるで何も関係ありませんよというように聞こえるのですが、お金が回らないと刑事事件も起きなかったということについて絞って刑事事件の違法行為と今回の巨額の支給の関係についてお伺いをいたします。

次、先ほど来の3点目の当該元職員については、既に懲戒処分等の組織的な対応が行われているためということについてお伺いします。既に懲戒処分等については2名が2カ月の停職。しかし、1名は全くなしということの中で、では懲戒処分等の等とは懲戒処分を受けていない方に対して一体何をしたのか。等の中身を伺います。

また、組織的な対応というのは、これはいわゆる懲戒処分に類するような、やはりその人に対する懲罰的な、行政処分的、行政処分はされていないけれども、そういったものでないといけないと思うのです。ほかの方にもやったことをその人にもやったからやったことになるというものではなくて、この3人に特定してやったものでないと、僕はここに載せる理由としてはふさわしくないとしますので、等の中身、また組織的な対応の中身を具体的にお示しください。

次は、理由の(2)、本件控訴審判決において当該元職員が滝川市に与えたと認められた損害については、市職員全体の給与削減及び市民等からの寄附等により補填されているためとされておりますが、この内訳及び総額について伺いたいと思うのですが、まずタグ計画とあわせてされたほうは1億7,915万円と確認をしてよろしいでしょうか。また、募金総額ですが、5,108万

8, 059円と確認してよいかお伺いをしたいと思います。

また、募金の中身についてお伺いをしていきたいと思うのですが、まず市民の皆様から、つまり職員あるいは元職員でない方からの募金は何件で、総額幾らだったのか。

次に、当該元職員3名の募金総額は幾らか。

次に、平成20年度から退職者に特に求めていただいた募金総額、つまり3年間の給与削減の条例ですが、1年間だけ給与削減されますが、退職した場合、2年分募金してくれないか、あるいは3年分募金してくれないかということが要請され、それにお応えをいただいたと。もちろん任意だったというふうに思いますが、具体的にどのように要請をしたのか。例えば退職日の前、何日ごろ、どのような金額を特定したとかしないとか、あるいは寄附した元職員の名簿を何か発表されていたような記憶が私はあるのですが、間違いであれば指摘していただきたいのですが、そういったこと等についてお伺いします。

次に、職員のOB、本当はかなり以前退職された方、あるいは今回給与削減の条例から除外されておりました市立病院の医師、先生方、また元監査委員、元会計管理者、あと消防、一部事務組合の管理職などにも声をかけて募金をいただいているというふうに思いますが、件数と総額についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、同じく(2)についてですが、補填という言葉を使っております。厳密にお聞きしますが、今回損害賠償命令が出たということは、損害があったから判決が出たのですよね。ところが、何か聞いていると補填と損害がどうも同じ意味に使われているのではないかなというふうに思うのですが、私は損害総額は2億3,886万円だというふうに認識をしておりますが、幾らと認識をされているかお伺いします。

また、その損害は何か埋まったとか、いろんな表現をされておりますが、消滅したのでしょうか。また、消滅していないと考えるのなら損害が幾ら残っているのか、お答えをいただきたいと思えます。

ちょっと後先になりましたが、当該元職員の中で懲戒処分がされていない方について加えてお聞きをしたいと思うのですが、この方は23年の3月に退職をされているのですが、懲戒処分を受けるところか、その後嘱託職員として採用されているのです。懲戒処分はされていなかったことはわかりますけれども、このような損害賠償が決まるかどうか、これ23年というともう裁判も最終に近づいている段階で、こういうときに嘱託職員としてよく採用したなというふうに私は思うのですが、嘱託職員としての採用判断に今回のこういった著しくずさんな職務がどのように反映されて採用されたのかということでもあります。そして、懲戒処分の追加をしなかったというのも私はちょっと考えたいと思うのです。懲戒処分は20年の4月に行っています。しかし、この職員は23年3月までいらっしゃったのです。丸3年間あったのです。前田市長が市長になる直前にやめられているわけです。前市長体制のもとではありますが、ちょっと待てよと。あのとき懲戒処分しなかったけれども、諸般の事情いろいろ考えるとやはり懲戒処分審査職員会議を開いて検討すべきではないかというような考えは全くなかったのか伺いたいと思います。

4点目なのですが、在職中に懲戒処分を受けていない職員が在職中の職務において市に損害を与

えた場合は、通常は市が損害賠償するのです。今回は損害賠償請求せよということになっていますから、ダブるのですが、今回放棄しようとしているのです。ほかの2人は、まだ懲戒処分で停職2カ月というかなり重いものを受けているので、経済的にも大変だったと思うのですが、この方は全く受けていないのです。だから、他の2人とはちょっと別に考える必要があるのではないかと。こんな裁判結果出たから損害賠償を求めると、そういう考えはないのかお伺いをしたいと思います。

次に、議会の裁量権と最高裁判例、この問題でお聞きをしたいと思います。まず第1に、私はこの質疑については最高裁判所の判例に基づいて質疑をいたします。当然こういう議案を出してくる以上は、十分に検討されて出してくているのだろうなというふうに思いますので伺いますが、これはさくら市の最高裁で差し戻しをしたのですが、そこで議会の放棄議決について、それが逸脱があるかないかについての判断基準をいわゆる枠組みという形で示しております。これは、こういうふうに書いています。住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権または不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合について見ると、このような請求権が認められる場合はさまざまである。個々の事案ごとに当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄または行使の影響、住民訴訟の継続の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情の総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって、上記の裁量権の範囲の逸脱またはその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員または当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものであると前置きして、本件議決についてこれを見るにということの一つ一つ分析をしています。まず、本件締結行為の性質及び内容に関してについて分析をするということで、以下先ほど述べたポイントについてずらっとやっていくのです。全部文章にしてやっているのです。ところが、今回の提案の中にもそういった細かさはない。具体性がない。私は、これでは逸脱、濫用に当たるかどうかという審議が議会のできるのかということをお伺いしますので、以下質疑をしたいと思います。

まず、第1点、違法性についてです。まず第1に、違法、重過失、著しい注意義務違反が確定した1億3,465万円のタクシー料金の支出等の違法とされたその内容、理由や性格について伺います。何法に違反したのかも含めてお伺いします。

次に、当該請求権の発生原因であるタクシー代の支出の性質と内容について、どのように分析をされていますか。

次に、当該請求権の発生原因であるタクシー代支出の原因と経緯について、どのように説明しますか。

次に、当該請求権の発生原因であるタクシー料金の支出の影響について、どのように説明いたしますか。

次に、債権放棄の影響について、どのように説明いたしますか。

最後に、住民訴訟の継続の有無及び経緯、事後の状況についてどのように説明をいたしますか。

次ですが、報告書作成と市民への報告について伺います。住民訴訟では、第三者委員会報告と違う、またはまるっきり反対の主張をしたことについて、どうも判決確定した後も同じように考えているのではないかなということもちょっと感じることもあるのです。先ほど来しきりに第三者委員会で言われていた組織的な原因を強調して、強調してもう大変ですが、私が分析をした中で、これは1万4,000枚新聞に折り込みましたので、かなりの多くの市民の方に読んでいただいているというように思いますが、例えば夫の札幌の通院については第三者委員会の報告では医学的には滝川市内の通院で十分治療が可能であると書いて報告したのに、滝川市は何と言っているかといったら、医師の判断に重きが置かれるべきである。あるいは、他の病院を選定することはかえって効率的である。これ全然違いますよね。あるいは、妻の通院についても第三者委員会は直接の病状調査が平成19年4月以降、これ10カ月後ですよ、に初めてであった点は夫と同様に極めて不十分であると言っているのに、滝川市の主張は医師の意見書においても特に矛盾のある記載は見られなかったと。本当に冷静なことを言っていますが、冷静かどうかわかりませんが、第三者委員会とはもう明らかに違う、反することを言っています。また、タクシー料金については、第三者委員会は地域の一般の世帯の生活と比較した場合、到底地域との均衡が保たれた最小限度の額とは言えないと言っているのです。ところが、裁判で市は何と主張したか。運行料金として適切なものである、他社よりも札幌介護福祉交通のほうが低額であった、こうやって正当だったということを主張しているわけです。これは全部断罪されて、判決では第三者委員会とほぼ同じような結論を出しているのです。だから、私は組織が、組織がということだけで、何か第三者委員会のことを私たちはもう本当に真摯かつ厳粛に受けとめてこれまで6年間やってきましたと言っているように思うのですが、全然違うのです、中身は。こういった第三者委員会と違う、または反対の主張をしたことについて、どのように考えているのかというのが1点目です。

また、2点目は、もうこういった主張をしてきたわけです。ということは、主張したということは滝川市はそう考えていたということでしょう。タクシー料金は低額だった、札幌に通院する必要性があった、滝川ではだめだった、あるいは10カ月間医者と面談しなくても妻の札幌への通院全てがもう適正だったと言っていて、これが負けてしまったわけですから、そうしたらやっぱり総括しなければいけないですよ。私たちの主張はどこが間違っていた、何でこんな第三者委員会と違う主張をしてしまったのだろう、そういうことをまとめて報告書をつくらないと、言葉だけではやがて1カ月もすれば忘れてしまいます。やっぱり報告書をきちっとまとめて、さらには20年4月かな、報告集会やっていますよね、文化センターで。あそこまで大きなものでなくても報告集会を開いて、市民の直接の意見を聞く機会をこういう議案が出る前にやるのが手順だったのだろうなというふうに私は思いますので、お伺いしたいと思います。

次に、詐欺被害による民事訴訟の債権については、先ほど渡辺委員の質疑に対して、また荒木議員の質疑等でほぼ、今いろんな答弁がされましたが、まず1点目です。これは、同じ損害賠償請求権です。幾ら悪いことをした人でも8年、13年刑務所に入れば、その罪については償ったというふうにされるわけです。しかし、損害賠償請求権については、これはずっと残るのです。何ぼ償ってもこれは残るのです。ところが、滝川市の今回の当該元職員3人については、著しい注意義務違

反、違法、重過失、こういつて損害賠償1億3,465万円が相当だと。巨額だ、巨額だと払えるかどうかという話をする前に、何でこんな巨額な請求が判決確定したのかということをよく考えることが必要だと僕は思うのです。そういう点で、それは後で聞きますけれども、2つの損害賠償債権、片方は判決確定して3日後にはもう債権放棄の議案を提出する、片方は恐らく30年、40年と関係者が存命のうちには請求し続けるのだと私は思います。これは、私は同じものだとは言いません、一方は刑事事件、一方は民事ですから。しかし、やはり公平性というのはどこかにないといけないというふうに思うのです。そういう点で法的、道義的に問題はないのかということをお伺いします。

次に、3,000万円を超える債権回収がまだ残っています。これは、どれぐらい回収の見込みがあるのかということをお伺いしますが、聞くところによるとお一人は自己破産をされております。お一人はまだ服役中ですが、もう年金生活、お一人だけがまだ50代ぐらいで給与生活と。夫婦については、出所後また生活保護を受ける可能性すらあるということですから、かなり大変だというふうに思うのです。お一人の方に集中して差し押さえが行くのではないかなというふうに思うのですが、そういう点でいうと3,000万円回収し切れないということが起きてくる可能性が極めて高いのです。そうすると、この損害賠償請求権を放棄しないで、これが取れなかったらここで取るのだという、これ市民の財産を守るという、財産ですよ、債権は。今回放棄しようとしている債権は財産ですから。これは、当然市民の財産を守るという点では、こっちがだめだったらここで保険を掛けておこうぐらいの、そういう気持ちも全くないのかお伺いをしたいと思います。

この点で5点目なのですが、当時の名目上の会社社長に対する損害賠償請求の判決は3,460万円求めたのですが、過失相殺で457万円の支払い命令が確定したのです。9対1です。つまり滝川市のほうに9、過失が高かった。この過失は、重過失、過失の過失とはまたちょっと違いますけれども、判決を見ると落ち度というふうに書いています。朝日新聞によると、滝川市福祉事務所の職員が夫婦とのトラブルを恐れ、必要な調査を回避。事なかれ主義に徹して思考を停止した。損害の拡大は、市職員の落ち度が極めて大きいと過失相殺を認定したというのが21年の4月ごろに出ているのです。これのことでお聞きしたいのですけれども、先ほどにちょっと戻りましたが、これを聞いたときに過失相殺で、要するに9割を市は取れなかったのです。何で取れないのといったら、職員の落ち度だと書いています。そうしたら、これをもとに取れないということは、持っているものを失ったと全く同じ意味がありますよね。そういうことでいえば、このときが懲戒処分を受けていない当該元職員の懲戒処分を行う最大のチャンスだったのです。この過失相殺で市が9対1で負けていることについて、そういったことを考えようとしませんでしたか。そういうことも浮かびませんでしたか。または、浮かんだけれども、やらなかったのか等について伺いたいと思います。

次に、重過失の受けとめということで、これは通告にございませんので。先ほど来不当利得でないということを強調したり、組織的に責任が大きいからということを繰り返されているのですけれども、何かきょうの市側のご説明の中に重過失という言葉出てきましたか。出てきていないと思うのだ。一回も出てきていないと思う、議案書にもないし。重過失ってどれぐらいの大変なことなの

かということの説明をしていただきたいと思います。

次、大きな7番目になると思うのですが、組織的な考え方ということで、先ほど来理由の1点目にある市としての組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたことによる責任が重過失よりも大きいのだというふうにとれる議案書ですよ。と言われていますが、それほど重たいのであれば、恐らく本住民訴訟で市側がこの3名より市の組織の責任のほうが大きかったのだから3名の責任は小さいですよという主張をしていけば、判決全く変わったと思います。こんな1億何ぼなんて絶対出ません。あるいは、市側勝訴の判決だってあったかもしれません。そういう観点でお聞きしますが、そもそも市は今回の住民訴訟で組織の責任が大きかったから、今回で3人、裁判では5人ですよ。5人の過失はないという主張をしたのか、またしなかったのであればなぜ主張しなかったのかについてお伺いをいたします。

また、これと同じなのですが、先ほどから損害がもうないと、補填されているという話がありますよね。先ほどの質疑に加えて損害がなくなっていれば、損害賠償請求裁判ですから、滝川市にもう損害なくなりましたといったら、それ裁判終わってしまうのです。そうやって裁判が終わった事例は全国に幾つもあるのです。それは、当事者が返すのです。当事者が返すから、損害ないよとなるのです。滝川市は、僕は違うと思うのですが、損害なくなったのであれば裁判終わらせることできたし、当然一部職員に過失だとかということにもならないのです。大きないろんな場所で職員個人の責任をこんなに出るとはというような話をされてきていますが、損害がなくなったので、この裁判を終わらせましょう的な主張はされたのか、またされていないとすればなぜされていないか。

あと2点ですが、今回上告せずに確定した判決の中身について言いますが、命令と請求で6点あるのです。これをいわゆる連帯関係、1から6のうち、これとこれは連帯ですよということなのか、全て連帯なのか、そういう点はやっぱり市民はよくわからないのです。1人で1億何ぼも払わなければならないというふうに思っている人もいれば、ここはまずきちっと市民に説明をすべきだというふうに思いますので、お伺いをしたいと思います。

最後、不利益不遡及という言葉が出てまいりましたが、懲戒処分と損害賠償請求は全く別物だというふうに私は思います。何か不利益不遡及の原則があるといったら、これもそうなのかとなったら、それだったら不利益不遡及があるから債権放棄しますよでもいいのです。そうでないわけでしょう。だから、懲戒処分と不利益不遡及は無関係だということについてお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長 　ただいま清水議員の質疑が一通り終わりましたが、多分答弁に相当の時間を要するというふうに判断をいたします。答弁は午後からということにさせていただいて、この辺で休憩に入らせていただきます。再開は1時といたします。休憩いたします。

休憩　午前11時54分

再開　午後　1時00分

○議長　　長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで午前中に行われました報告第1号 専決処分について（訴えの提起）についてでございますが、窪之内議員の質疑に対する答弁につきまして建設部次長より訂正の申し出がありましたので、これを許したいというふうに思います。建設部次長。

○建設部次長 午前中審議をいただいた専決処分の中身で、窪之内議員から支払い督促に関して異議の申し立ての件数にご質疑いただいたところでございますが、答弁として1回とお答えさせていただきましたけれども、これを2回と訂正させていただきたいと思っております。

申しわけございませんでした。

○議長 長 窪之内議員の質疑に対する答弁につきましては、ただいまの説明のとおりといたします。

それでは、午前中に引き続きまして清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、順次答弁させていただきます。

まず、1つ目なのですが、組織について、市役所全体なのか、福祉事務所、市長、副市長、会計課など部署の集合などを言っているものではないと思うがというような部分についてなのですが、組織の言葉の意味を言ってもしょうがないと思うのですが、この場合の組織につきましては当然福祉事務所内部の組織もあれば全体の組織もございます。組織、うちのほうでいかに改革をしていくかといったときには、部署ごとによって役割も違いますし、それぞれの対人折衝能力、危機管理、情報管理、あるいは上司でいけば部下の管理、的確な指導、監督、そういったもの全て含めた職業人としての上下、あるいは対等な関係含めて、分野でいけば一部あるいは全体と。そういったことを含めて検討していく中で、危機の未然管理とか、あるいは発生時の迅速な対応、あるいは能力の向上、そういったことを含めて組織ということで申し述べさせていただいております。

次に、責任が大きいと述べているからにはという部分なのですが、前日の考え方から市役所を覆っていた全体的な問題ということも捉えることができることから、特定の部署に限定することは適切でないというふうに考えております。また、組織の責任が大きいものであったためと述べている部分について、その程度というお話がございました。言うまでもないことですが、この事件は関係職員12名の懲戒処分、厳重注意7名という状況から考えても、判決の対象となった3名の元職員の資質だけによるもののみ受けとめる問題ではなく、組織としてそのような事態を引き起こした責任について、それ以上に大きいものとして受けとめるべき問題だと考えているということでございます。また、こういった性格から、判決と比較してということで、判決の中でどこでどう金額あるいは表現があるからこの程度大きいというふうに答弁できるものではないというふうに思っております。

次に、組織的な対応及び判断のまずさが注意義務違反の支給を招いたということなのかということでございますが、3名の違法支給を招いたという表現が適切かどうかは別にしまして、この3人が個人として引き起こした事件というよりは、福祉事務所として、あるいは市としてそれぞれの日々の組織的な対応に不十分な点があったという点が招いたと。結果としてあのような支給を早期に

食いとめられなかった背景があると。当時の検証でも組織として個々の事案への対応に不十分な点があったこと、組織体制のあり方などさまざまな点において問題に対する反省点が多い事件であったと考えているという表現がなされているとおり、市としても真摯に反省しているところがございます。また、当該元職員が違法行為を誘導し、または違法行為に加担したのではなく……失礼しました。要するにそういうことを言うが、お金が出てこないと起きない事件であったといったような表現がありました。その点についてですけれども、当該元職員の行為が主体的に詐欺という犯罪行為を誘導したのも、それに犯罪グループの一味として加担したのもでもないという意味で議員指摘の評価とは見解を異にしております。3名についても要するに自分の表現がちょっと適当ではないかもしれませんが、悪意を持ってやったものは一切ないと。結果としてああいうことに至ったということでございます。

あと次に、職員の給与削減総額についての確認でございますが、議員の質疑にございましたとおり平成21年度から23年度までの3年間の削減総額等は1億7,914万5,000円でございます。

次に、募金総額、これは寄附ということで認識してはいますが、寄附総額につきましても確認のありましたとおり5,108万8,259円でございます。このうちいわゆる職員、元職員などを除く市民からの寄附ということでいきますと、1,578万1,092円でございます。

次に、平成20年度から退職者に特に求めていただいた募金総額等についてでございますが、退職職員の総額は637万円でございます。この寄附ですが、21年度からの3年間ということで、20年度から22年度までの退職者についてはあくまでも任意の協力という形で退職の時期が近づいたときにさまざま相談させていただいて、おおむね在職していたらというような仮定も含めて個別にお話しした結果の寄附に至ったものでございます。なお、寄附名簿については存在しておりません。

次に、職員OB、医師、元監査委員等についてなのですが、いわゆる職員部分ということでいきますと、先ほどの退職職員を除きますが、2,808万7,167円でございます。

次に、損害とは判決の命令の……

(何事か言う声あり)

○総務部長 3人については、質疑なかったかと思いますが。ありましたか。後ほど確認させていただきます。

次に、損害とは判決の命令のことを言われていると考えるが、損害が消滅したことを意味しているのかといったご質疑についてですが、議案において損害について補填されていると申し上げたのは、あくまでも当時国や第三者委員会により不適切な支出と判断された移送費に係る2億3,886万円、それと基金に係る利息として算出したものを合わせて2億4,065万1,000円を当時において職員の給与あるいは市民、関係者各位のご寄附などにより埋めたということでございます。当時まさに市を挙げての議論の結果、実現されたという経緯なども含めて、市としては重く受けとめてさせていただいております。単純に損害が消滅したというふうには捉えておりません。

次に、2億3,886万円の損害は全て消滅したと考えているのかという部分でございますが、

今お話ししましたけれども、不適切な支出と判断された2億3,886万円につきましては当時において皆様のご協力により埋められたというふうに認識しております。

次に、タクシー会社役員に対する損害賠償債権の部分ですが、回収額残額、時効についてお答えいたします。今回の詐欺事件の犯人を相手方として提起した損害賠償請求訴訟で勝訴した3,460万円のうち回収できているのはその一部約230万円で、残額は債権として残っております。時効については10年と承知しております。

それから、その部分について本債権のみの放棄とすることについては公平性を欠くのではないかという部分についてですが、刑事事件で有罪判決を受けた者が自己利得のために行った詐欺という犯罪、そしてその損害を被害者である市が犯人に対して賠償請求する債権と今回の債権とでは同列ではないというふうに考えております。要求しないということになりますと、道義的にも逆に問題があるのではないかというふうにも思っております。

次に、3,000万円の回収される保証もない中で、市民の財産を守る上で妥当性はという部分ですが、このたびの放棄は元職員に対しての権利の放棄であって、ご指摘の3,000万円の債権についての放棄ではございません。その3,000万円の債権については、継続して回収に努めるということでございます。

次に、過失相殺云々の部分の質疑がございました。名目的代表者の民事訴訟判決において過失相殺が認定されたときは、住民訴訟は継続中であり、先ほどお話に出ました元職員の部分、懲罰、懲戒の部分ですが、その相手方とされていたことから、その時点での懲戒処分の検討には至っておりません。

次に、懲戒当該元職員について懲戒処分等の組織的な対応が行われているためとしていると。1名は処分されていないと。これで組織的対応と言えるのかという部分についてでございますが、懲戒処分の可否については、先ほど地方公務員法ということでもお話ししましたが、行政上の処罰ということでもありますので、今回の事件について19年6月に正式に警察に捜査を依頼したと。そのことにより19年7月の人事異動で配属された職員については、保護費の支給をとめることは困難であったということから処分対象外というふうに判断されたと考えております。その辺の判断については、当然それぞれの見方があるかと思いますが、市としての判断はそうであったということでございます。

懲戒処分の追加をしなかったのかという部分でございますが、そもそも処分の必要性について今お話ししたとおりでございますが、そういった全体の処分について検討した結果、処分されるべきものは処分されたと。そういった判断そのもの、審査会そのものが一事不再議の原則といったことから再度の検討ということはないというふうにも考えております。

それから、判決確定後の懲戒処分の関係でございますが、既に退職した職員についての懲戒処分というものについては行うことができないこととされております。できないからしないということと捉えてほしくないのですが、現実的には退職者についてはできないということでございます。

あと、支払いが少ないがという部分についてですが、これについては寄附とかさまざま、給与減額とか処分とかいったものにかかわる部分については当然決まったものがあるのですが、寄附等に

ついて補填されているという部分についてもこの方についてはありますし、それが寄附という性質上仮に少ないとしても、求めるものではないというふうを考えております。

あと、重過失という言葉の意味の部分でございますが、一般的に過失は軽過失、重過失というふうに分類されていると考えております。今回問われた重過失のほうが軽過失よりも議員さんのおっしゃる注意義務違反の程度が大きいということでは、そのとおりだと認識しております。

また、組織責任論を今さら持ち出したというような意味での発言だったかと思うのですが、本住民訴訟については特に賠償責任を問えるかどうかの争いであって、専ら個別具体の事象についてその妥当性を検討する中で、組織責任といった包括的な議論についてはなかなか難しく、見えにくくなったものと推察はしています。結果的にこれまでの法廷の場であえてこれを強弁しなかった場面が多くなかったとしても、それはあながち不自然ではないというふうには感じております。

損失補填済み論について、補填されていて裁判終わった例もあるのという部分の話もございました。これについて判決が確定する前に債権放棄議決を行っている事例もございます。むしろそのことによって住民訴訟制度や司法判断の意義を毀損するのではないかとといった議論もあり、滝川市としては司法は司法の場として、我々が主張してきた点を初め相互に争ってきたところでありまして、裁判所からの判決の言い渡しを待って、そしてその対応について検討することが妥当であるということで損失補填済み論を殊さら強調はしていなかったという経過はございます。

不利益不遡及、本来関係ないはずだということで、私も先ほどの答弁の中で別物という前提の中で、趣旨といいますか、意味的に賛同できるような言い方をさせていただきました。別物ということでは同様の認識です。その辺は訂正といいますか、補足させていただきます。

一度降壇させていただきます。済みません。

○議長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 それでは、私のほうから清水議員のご質疑にありました議会の裁量権と最高裁判例について答弁させていただきます。

まず、清水議員のご質疑にありました中身につきましては、平成24年の最高裁判例についてだと思いますが、前提といたしましてご質疑いただいた中、本議決、本日の質疑におきまして可決をいただき、それに対して議決の違法性を問う提訴があった場合、その有効性を問う裁判での判例でございます。ですので、現時点におきまして、もしそうなった時点において滝川市の主張として法的主張が整理されているかということでありましたら、きょうご答弁させていただく中身では現時点での答弁となることをお許しいただきたいと思っております。

まず第1に、違法理由の性格、どの法律に違反したのかということでございますが、これは判決書の中にもございますけれども、生活保護法違反による支出が行われたということによります。それに基づき地方自治法に基づく損害賠償請求が提訴され、今回の判決に至っております。また、その請求権発生原因として補助金支出の性質、内容についてということ……

(何事か言う声あり)

○保健福祉部次長 タクシー、失礼しました。支出の性質、内容についてということでございますけれども、性質につきましては生活保護法による医療扶助の支給、通院移送費の支給という手続的

な違法になると思います。これの中身につきましては、詐欺行為によりまして保護費が搾取された事案であること、また故意により自己もしくは第三者の不当な利得のために生じた事案ではないこと、組織的な問題点も多く、その責任が大きな事案であったことなどが当てはまるかと思われまます。また、内容につきましては、法定受託事務であります生活保護事務の執行に当たりまして、判決にご指摘のあったとおり、権限を有する元職員に重過失、過失が認められた事案であったこと、行政として非常に大きな問題点があったことなどが当てはまると考えられます。

次に、原因、経緯でございますけれども、原因につきましても判決で指摘がありましたように元職員個人が回避のための対応をとるべき義務や指揮監督上の義務、補助すべき義務を履行しなかったということ、ただ組織的な対応、判断の適正さも欠いていたこと、事件の性質自体が詐欺を目的にして巧妙に仕組まれたものであったことなどが当てはまると考えられます。経緯につきましては、本議決の提案の理由にもなりますけれども、組織的な責任への対応としての市職員全体の給与削減、OB等の関係者等からの寄附、さらには一般市民の皆様からのご寄附などを全市的に取り組みを行い、市に生じた損害については既に補填されていること、またこの取り組みにおいて当時において議員各位、市民並びに職員の皆様、関係者各位において市を挙げての議論の結果、取り組まれたものであること等が当てはまると考えられます。さらに、職員3名についても懲戒処分を含めた給与削減等が行われている。本日の議案の提案理由と合致すると考えております。

また、影響ということでございますけれども、判決により損害賠償の対象とされました1億3,465万円、これは市税の額、一般会計予算額と比較するまでもなく、非常に大きな金額でございます。重過失、過失が認められなかった額を含め、2億4,065万1,000円について先ほどの取り組みにより補填されていること、これが影響だと思われまます。また、実質的な損害が補填されていることから、現時点において滝川市の財政に大きな影響を及ぼす状況ではないということが当てはまるかと思われまます。請求権の放棄の影響につきましては、今申し述べさせていただいた影響と同等だと考えております。

最後に、住民訴訟の継続の有無、経緯、事後の状況等についてでございますけれども、住民訴訟につきましては第一審の原告、第一審被告であります滝川市双方とも上告をいたしておりませんので、控訴審判決が確定しております。よって、継続はしておりません。これによりまして係争中の訴訟内容を否定したり、訴訟目的の変更を要求する等ということには該当しないと考えております。経緯等につきましては、これ以後議決をいただいた後の経緯、またその影響ということになりますので、現時点についてはご答弁することはできないと考えております。

次に、控訴審判決におきます連帯債務の意味ということでございますけれども、主文の1から6までの記載がございます。そのうち主文の1につきましては、第一審の原告団の中から亡くなられた方がいらっしゃるということで、これの原告死亡による除外、2につきましては第一審原告団の中から市外転出により市民である要件を喪失したということの告示、また次の3からがご質疑にありました損倍賠償請求の額、連帯債務の中身になりますが、まず(1)、(2)につきましては、元福祉事務所長に対する賠償の命令をせよ及び請求せよになります。賠償の命令をせよという9,605万円の分につきましては、元福祉事務所長が最終決裁権者として決裁を行った分になります。

2につきましては、元福祉事務所長が部下職員が行った決裁に対する指揮監督上の義務違反ということの分の3, 860万円になります。以下3、4が元福祉課長、5、6が元保健福祉部参事のそれぞれ同様の指摘になりますけれども、連帯債務の意味といたしましては、元福祉事務所長は1と2を合わせた1億3, 465万円、これの請求、損害賠償義務を負うということになります。3と4足しますと5, 535万円になりますが、元福祉課長につきましては先ほど言いました福祉事務所長1億3, 465万円のうち5, 535万円を上限とする連帯債務を負う。また、5と6につきましては、合計しますと4, 920万円、これは元保健福祉部参事が福祉事務所長が認定された1億3, 465万円のうち4, 920万円を上限とした連帯債務を負うというものであります。

以上であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁していなかった部分についてお答えさせていただきます。

当該元職員3名の募金といいますか、寄附の部分でございますが、3名で約100万円でございます。なお、寄附については申し上げた金額ですが、処分による減額分などこの3名が実質的に経済的なペナルティーを負ったということでございますと約750万円、さらに訴訟の対象となっております理事者を加えた5人ということでございますと約4, 530万円という金額になってございます。

次に、報告の関係でございますが、市民に対する報告書の関係でございますが、控訴審判決の結果を受けて検証すべきだとのご意見でございますが、市として上告はしないと判断を下し、判決結果を受け入れた立場であります。判決は判決として尊重し、今後の再発防止に向けて職員一丸となって取り組んでいきたいというふうには考えておりますが、改めて報告書等の作成、公表については考えておりません。ただし、今回の結果については市民の皆さんにわかりやすく情報提供させていただくために、広報等さまざまな機会を捉えて情報を提供させていただきたいというふうには考えております。

あと、最後ですが、懲戒審査を受けた人間をなぜ嘱託職員に雇用したのかといった部分もありましたけれども、それは審査内容もさることながら、その人の能力、そういったもので嘱託として有効に市として活用できるということであれば、嘱託の採用を妨げるというものではないというふうに思っております。

以上です。

○議 長 清水議員、漏れているのは通告いただいた書面のどの点でしょうか。

○清水議員 3の1、反対の主張をしたことについて。報告書の前のところ、それだけだと思います。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 第三者委員会の主張の逆でないかというようなお話でございますけれども、第三者委員会については、これは個人に過失等があったかどうかということではなくて、行政の対応、組織対応に問題があったのかどうかというものを検証することを目的にして会議を開いていただいたものでございます。したがって、違法性の有無とか法的検証を行う、そういった組織ではなか

ったかなというふうに理解をしております。したがって、第三者委員会の報告書というものは、改善に向けた方向性ですとか、組織対応に問題があったか、さまざまな指摘をいただいたわけでございまして、今回の住民訴訟の被告として私どもが主張した内容は、原告が主張する個人に莫大な損害補償を求めるまでの過失というものはないということを裁判で主張したわけでございまして、第三者委員会の報告と私どもが裁判で主張したことは、それは特に食い違っているとかということではなくて、第三者委員会の報告を否定するものでもないというふうに認識をしております。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、放棄の理由の1番目についてですが、市として組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたことによるという、ここの組織については今の答弁では全く特定されませんでしたよね。私は、職名とか管理職名とか、あるいは部署名とかというようなことでご答弁がされるのかと思いましたが、市役所全体がそういうことに陥っていたというご答弁だったと思うのです。それが本当にそういうふうにお考えになっているとすれば、判決をどう読んだかということなのです。判決では、3名については組織が影響したということは一つも書いていないと僕は思っています。債権の放棄というのは、判決に対して受けとめてきちっと分析をしてという結果として提案をされるものです。ところが、判決の中に一言も出ていない市役所全体がそういうふうには陥っていたという、これはもう全然判決からずれています。判決の中に書いていない責任というものを持ち出すということは、判決で出された1億3,460万円を支出した責任は3名の違法、著しい注意義務違反、重過失にあるというふうに完全に断定したわけですからそれを否定するということだというふうにし受け取れません。判決ときちっと結びつけて組織という言葉をもう一度説明をしていただきたい。もし判決にそういう言葉が組織と出ているのであれば、それをもって説明をしていただきたいと思っております。

2点目は、組織論というのがいろんなところで述べられましたので、同じ質疑をいろんな角度でちょっと言っていきますと、3人が個人として引き起こした事故ではないと、こう言いましたよね。これ判決に完全に反対しています。判決を謙虚に受けとめていないのです。だから、3人が個人として引き起こした損害ではないというふうに言ったわけだから、その根拠をきちっと示してください。要するに高裁の判決を受けとめないということだというふうに、私はそう思わざるを得ないので、そういう角度からもご答弁をお願いします。組織論については2つとします。

次に、最高裁の枠組みの中で、違法行為については……ごめんなさい。この理由の(1)の誘導、加担ということなのですが、こういうふうに述べられましたよね。3名の職員に悪意はなかったと。結果としてそうなったと。要するにこれ詐欺行為との関係で、だから当該元職員3人にそういった意思はなかったということは言われました。それは、私は最初の質疑でもお金がそちらに行くという状況が生まれなければ架空請求、還流、詐欺ということは起きなかったという点で、少なくともそういった刑事事件の温床にはなったと、この巨額の支出が。それについてはお認めになりますか。2点目です。

この理由の損害については、何かいろんなことを言われたのだよね。どうも統一性がないなというふうに思うのですが、総務部長は何と言ったかということ、まず損害は消滅していないと言ったの

です。その一方で、埋められたと言っているのです。損害と……何が埋められて、何が消滅していないというようなことをご答弁をいただきたいと思います。私が損害が残っているのかと言ったら、損害は残っていますと、こう言いましたよね。消滅していないと。しかし、何かは埋められたとかという言い方しました。その埋められたものは何なの。2億3,886万円プラスアルファというのはわかりますけれども、それは違法、不当な支出によってあいた穴、これが埋められたのか、それともそれ以外のものが埋められたのかというようなことをお聞きをしたいと思います。

それで、埋められた、埋められないの話でいえば、寄附は百歩譲っても職員の給与削減で埋めたと言われることについてですが、職員給与削減というのは、これ一般会計の中で、あるいは病院事業会計も含めた滝川市の予算の中で全体の会計の中で支出を減らして浮いた財源、これを財政調整基金に持っていくということで、あくまでも市の会計の中の移動なのです。これは、こういったことがそれで損害が補填されたということは、私は法的には絶対に通用しないというふうに思うのです。こんなことがもし通用するのであれば、これがいろんな形で使われる可能性があります。だから、これを滝川方式と色々な形で言われたわけではないですか。そんなこと、そんなやり方もあるのだなど。普通は、こういう損失が出たら職員の給与削減して埋めるなんていうことは、こういう事件性のあるものについてはやらないのです。そういう点で公金で公金の穴を埋めるというやり方が今回の損害を埋めたことになるのか、公金で穴埋め論についてお伺いをしたいと思います。

第三者委員会については、後で討論で言いたいと思います。

次に、詐欺事件の関係者に対する損害賠償請求権で、同じ損害賠償請求権なのだけれども、放棄していい債権と放棄すべきでない債権ということで、何を基準にされたかということと自己利得目的と今回の債権の生じた目的は同列ではないというふうに言われました。それと関連して重過失について私お聞きしたのですけれども、重過失は何かと聞いたら、軽過失よりも大きいと。やっぱりこういう認識だから、これまでのような答弁が出てくるというふうに思うのです。そこで、私は1つ、重過失というのを滝川市が重過失はやっていないというときに主張した言葉を引用したいと思います。これ滝川市が主張したのです、当然部長もご存じだと思うのですけれども。重過失とは、わずかの注意さえすればたやすく違法、有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべきである。これ最高裁の判例を示して、こんなことは滝川市の職員はやっていませんと主張したのです。ところが、3名はこれをやったという判決がおりたのです。つまりほとんど故意に近い著しい注意欠如です。故意と先ほどの自己利得目的、あるいは議案で言う詐欺行為の誘導、加担、もし故意が、ほとんど故意に近いということであれば、このお金が詐欺を行う元暴力団員に渡っていくのだなどということをして故意に近いわけだから、わかっているで支出していたよと。著しい注意欠如の状態ということ、漫然とこれを見過ごしたとか、こういうことなのです。だから、自分の利得にはならないけれども、刑事事件を誘導したり、あるいは加担したということにかなり密接に絡んだことが行われたということはこの重過失の意味は持っているのです。それを軽過失よりは重いとか、そんな俗論を言わないでください。きちっとした、やっぱり裁判所の判決を受けとめるというのはこういうことなのだ。こういうことを受けとめていけば、組織論とか穴埋め論とかというのは出てこないのです。重

過失について被告の主張ということで、ちゃんと判決文にあります。これをもとに職員が、これでもなおかつ職員の過失よりも組織の責任が大きかったのかと、そういう観点でお伺いをしたいと思います。

そして、ここで先ほどの誘導、加担の話をしたと思うのですが、この3人がどういう状態だったかという、当該元職員が還流しているのではないかと指摘を当時の監査委員の調査報告で19年の5月の段階で文書で受け取っていることはご存じだと思うのです。これによると、移送費が利用者、夫に還流しているのである。ここまで書かれていながら、それ以降に幾ら支出したかという、1億1,000万円以上支出しているのです。還流しているのではないかと指摘されてから1億1,000万円以上出しているのですよ。これでも誘導、加担がないのかということなのです。還流というのは完全に犯罪です。犯罪という指摘をされたにもかかわらず、この3人は決裁し続けたのです。そういう重みを市は本当に全く受け取っていないというふうに私は思います。これは、裁判でも何回も最も最大の証拠として取り扱われたものですから、ある程度ご存じだと思いますので、それでもなおかつ3名に組織よりも重い責任はなかったのだと、あるいは刑事事件を誘導したり、加担するということとはもう別世界の全く無関係だったということをお伺いをしたいと思います。

それと、債権放棄の問題については、最高裁で幾つかの点をチェックしてやりなさいと。そうしないと議決が無効になる場合があるよということを言っているのにもかかわらず、非常に弱い分析で、現時点でできるということで保健福祉部次長のほうから答弁がございました。しかし、特に私が述べたいのは、タクシー料金支出の性質、内容について、ここで組織の責任が大きいと言ったのです。最高裁は、重過失を認め、あるいは損害賠償の判決、これをまずきちっと受けとめるというところが出発で、それがあっても自治体の裁量でそれを放棄するかどうかという、そこは裁量権あるよと言っているのです。そのときにここでいえば1億3,465万円のタクシー料金支出は、3人に責任があるというふうに言っているにもかかわらず、組織の責任が大きかったなどということをお伺いをしたいと思います。

最後に、そもそも債権放棄の議決ということ自体が全国でも恐らく10例はないと思います。過去に重過失が判決確定して、同時に発せられた損害賠償請求命令を放棄するという議決がこれまでにあったかどうか。私はないというふうに思います。大東市の件は、高裁で重過失という判決を出したけれども、最高裁で差し戻したのです。その後の高裁では、市側に過失なしと、市の職員に過失なしと。同時に当然過失がないわけだから損害賠償請求権も消滅ということで、議決の有効、無効を争うことはなくなったという事例はあります。それ以外に重過失で議会が債権放棄した事例、ちょっとくどいようではありますが、確定判決プラス債権放棄議決で、それを有効と、議決した例は

大東市の高裁でありましたが、これひっくり返っていますから。最後そこで確定したということについて、事例を知っていれば示していただきたいと思います。

以上です。

○議 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 最後、7番目、8番目について答弁させていただきます。

最判について、タクシー料金の支出等についての私が先ほど答弁させていただきました組織的な対応もあったということを削除すべきだと。それについては、議会の恥云々等、無効になる等のご質疑がございましたけれども、その点について今この議案を提示させていただき、質疑をお受けしている状況でございます。また、組織的などということ私が答弁させていただきましたのは、支出、福祉事務所としての生活保護事務による通院移送費の支出については福祉事務所長、福祉課長、それらが個人的に支出したのではないと。あくまでも組織の保護事務の一環としての支出の一連の行為であったということでは言わせていただきました。そこで言うのは、例えば個人的に過失があった、先ほどから総務部長の答弁にもございましたけれども、全国の事例でいえば、例えば管理職が自分の自由口座をつくってそこに犯罪として保護費を振り込むというような事例もございます。そういった行為ではないということでは言わせていただいたわけでありませう。

また、大東市以外の重過失の放棄、大東市の件につきましては清水市議の言われたとおりでありますが、職員に損害賠償請求が来るということは、重過失が認められてくるということになります。住民訴訟の事例といたしまして、職員に損害賠償が来るという事例はそう多くはございません。ですから、全国的な例としましては私どものほうでもそれ以外についてはまだ存じておりません。

以上です。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員の再質疑に幾つかお答えしたいと思いますけれども、まず最初に今回の債権放棄を行うに当たってご理解いただきたいことは、清水議員の質疑にもございましたけれども、公金をもって、公金ではないのかという、そういうお話でございませうけれども、このことにつきましては問題が発覚して、そう日のたたないうちに直接税を投入しないという方針の中で、管理職と関係部局が手分けをして、先ほども私の答弁で申し上げましたけれども、全ての職場に出向きまして、組織の問題として対応したいと。職員みんなで補填ということは何度も説明をして、職員の皆さんに理解してもらって給料を削減させていただいたと。その削減というのは、管理職から若い職員の皆さんから病院の看護師さん、全て組織で責任を分かち合おうということをして理解していただいて、早期に損失の解消を図ったということでもあります。したがって、この損害の解消したとしているということについては、職員が本当は得られたであるお金を職員全体の協力の中で活用させていただいたものでありますから、組織責任ということを中心として職員全体で、職員の総意で補填させていただいたものというふうに私たちは考えております。これをもってしても清水議員さんにおかれましてはそれは公金だ、税だというふうにおっしゃられるのかなと思います。私どもは、市税投入、公金とは全く性質の異なるものと。直接税を投入しないとした市の方針には決して矛盾はしていないというふうに思っておりますので、どうかこの経過、この事実を私たちの気持ち

も含めましてご理解いただけないかというふうに思っております。

もう一つは、一番最初のご質疑で重過失なのになぜ判決に逆らっていくのかという、そういったお話でございますけれども、今の私の答弁も踏まえまして、繰り返しますけれども、司法判断というものは私たちは重く受けとめたいというふうには思っています。そして、組織対応に問題があったのだと。この考え方にも変わりはありません。放棄の理由については議案のとおりでございますけれども、私どもといたしましては記載のある損害の補填、それから懲戒処分、もちろん実施をいたしましたし、それ以外にも再発防止策ですとか、信頼回復プランとか、放棄理由の根幹であります組織対応、組織の責任という意味においてはできる限りのことを行ってきたつもりでございます。その上で放棄の判例、先ほど清水議員のご質疑もございましたけれども、重過失であっても高裁、最高裁まで行った、そういう判例もございます。そういうものも参考にしつつ、今回の債権放棄の提案をさせていただいているという考え方でございますので、どうか清水議員におかれましてはご理解いただきたいなというふうに思っています。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

悪意がないといいながら、温床になったことを認めないのかといったご質疑もございました。これについては、結果として流れた金が悪意あるものに流れたということであって、その時点では当然誰もが想像し得なかったということの中では、悪意がなかったというのは十分理解していただけないかというふうに思います。

また、何が埋められて何が消滅していないのかといった部分につきましては、もともとこの事件といいますか、介護タクシーの保護費の支出を行ったものが利子含めて2億4,000万円、それについては今副市長からも話ございましたように、みんなの力で埋めようということで、それは埋められたと。ただ、その中の詐欺等によって市として損害賠償を求めた部分については、債権としては残っていると。ただ、その部分も含めて2億4,000万円については今埋められていると。債権としては、その部分が残っているということでお話しさせていただきました。

あと、損害賠償について同列ではないということで、議員さんのほうからは実質市の元職員が加担しているようなお話がございましたが、市の職員の自覚の中では加担などということは全くありませんし、そういうことは言っていたくない。結果として、こういう重大な過失と判断されるような事態に陥ったのは事実でございますが、ただ実質職務上の中で確認行為等々を踏まえながら職務を遂行した中でこういう結果になってしまったと。ただ、それについては裁判結果も認めつつ、職員あるいは市民の皆さんの協力で、その部分については全て市民の皆さんに迷惑かけないために埋めたということでの再三再四の説明となっております。

あと、ほかにありましたか。

(何事か言う声あり)

○総務部長 組織論。組織論について、判決といいますか、高裁の中では出てきていないというお話がございました。ただ、組織論については24年4月の最高裁の千葉判事の考え方について広く解説されておりますが、組織の部分についてもいろんな各大学とか、例えば関西学院大学とか北大

とか、さまざまな研究の中で、今回まさに議員さんがご指摘されている住民訴訟と債権放棄の関係について解説あるいは評論が述べられています。いわゆる組織の問題がありながら、個人の責任を余りにも重く判決で評決されている。逆に住民訴訟で求めるべきものを求めているのに放棄がさまざままかり通っているといた部分については、現在第31次の地方制度調査会、去る15日、ついせんだってですけれども、そういった住民訴訟の関係も含めて国のほうも問題視として挙げております。その解説の中でも組織のあり方がやはり問題があるというふうに多くのレポートで報告されております。私どもは、決して個人か組織かと偏った考え方をしているわけではなくて、まして判決を軽んじているわけでもありません。現に大東市が先ほどお話に出ましたけれども、大東市以外でも重過失、過失の別はありますけれども、裁判で過失ありと判断したものを債権放棄して最高裁あるいは高裁で認められている例も……

（「重過失」と言う声あり）

○総務部長 先ほどの質疑は重過失ですが、それは高等裁判所で過失であっても過失で損害賠償を求められている結果が出ているものも債権放棄を議決したものが有効とされている例もあるということです。ですから、さまざま例を見ますと一定の方向性に決まっているものではありませんけれども、見方によってはいろいろあるということの中で我々としては適切な判断をしたというふうに思っております。ちょっと長くなりました。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、2点最後に質疑をさせていただきたいと思います。

やはり最後まで組織論が出てまいりました。全国的に言われているのは、まず軽過失で損害賠償という話は、損害賠償そのものは過失がないと成立しないのです。無過失の場合、損害賠償は成り立たないという法理があるのです。だから、そんなの当たり前の話なのです。問題は、過失か重過失かということで、過失の場合は、全てが過失の場合なのです。重過失の議決有効は初めてなのです、これ。もしこれが確定すればですよ。確定ってこれが実際訴訟へ行って判決で確定すれば、それは本邦初なのです。今言われた千葉裁判官とかという話を出されましたけれども、それはこういうことなのです。ほとんどが職員ではなくて首長さんなのです。首長さんが過失を問われるという事例が多くて、つまり自分で決裁印を押さないのだけれども、極端なことでは予算を通った支出まで過失を問われるということがあって、それは余りひどいのではないかとというのが組織論であり、過失論なのです。今回みたいに明確に決裁権を持った方が重過失という、そういう過失ももうほとんどないです。職員の過失もないです。もうほとんど首長です。そういうことでいえば、私は今言っているのは、高裁で重過失が認定されたにもかかわらず、組織のほうに責任が大きかったから、債権放棄しますよという理由をつけているところが大問題だというふうに言っているのです。判決をよく読んでいないなと言っているのです。先ほど温床になっているのではないかとこの話をしたときに、5月の段階で還流という指摘を監査委員がしてくるのだよ、監査委員。どこかの市民の伝言でないですよ。滝川市の監査委員がちゃんと文書をもって還流の疑いありという紙を当時の副市長も見た。福祉事務所長も見た。課長も見ている。にもかかわらず、1億1,000万円をそれから

出しているのです。それがそういうことにお金が犯罪に流れるなんて想定できませんでしたと。それは、もう完全に今の滝川市のここに並ばれている方々の多くの認識は、平成19年の末時点の認識だというふうに、私はもう指摘せざるを得ないのです。

そこで、最後にもう一度伺います。重過失があり、しかも還流が指摘され、判決で言っているように6カ月、6カ月、9カ月かな。やっていますよね。6カ月は気づいたでしょうと。次の6カ月では、ちゃんとそれは調査できたでしょうと。最後の9カ月は、とめることができたでしょうという。その最後の9カ月についてもとめないから重過失と言われたわけだから、それでもなおかつ組織のほう为重たかったというのをこの私の質疑に対しても言うのかということが1点目です。

最後に、この非常に重たい判決、全国で職員が業務上の決裁をして、不当利得を得るとかということなしに重過失という判決が出たのは、恐らくこれ初めてなのです。そういったことがあってもなおかつ報告書を書かないと。こういう市長が組織を刷新していくと言っていることを実行しているのか、私はこれは本当に危惧します。2カ月かかっても3カ月かかってもいいですから、第三者委員会に違う主張をなぜしたのかと。これは、裁判に勝たなければならないとかということはあるから、そういったことも分析の一つにしてもいいと私は思います。ただ、そういうことを経て判決を受けてもなおかつ組織論を大きなものとして取り扱う。こういう今回のこの事件に対するおさめ方でいいのかということ、私は違うなど。きちっと報告書をまとめて市民に報告するということがどうしても必要だというふうに思いますので、最後市長にそのお考えを伺って、質疑を終わります。

○議 長 答弁に少々お時間を要するようでございますので、暫時休憩といたします。ただいま暫時休憩と申し上げましたが、答弁に時間を要するようでありますので、ここで休憩とさせていただきます。再開は2時35分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時40分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

ただいまの清水議員の再々質疑に対する答弁を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員の最初のご質疑、監査委員さんの関係でございますけれども、委員さんから還流の疑いの指摘がございまして、組織として対応すべく警察にも相談をしたところでございます。その後も保護費の支給も続いたところ、第三者委員会から組織の対応としても不十分であると、そういう指摘も受けまして、組織として補填もしてきたというところでございます。ご理解よろしくをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質疑でございますけれども、報告書の作成についてでございます。滝川市といたしまして、このほど控訴審の判決を受け入れた立場となっております。双方が上告をせず、判決が確定した時点である今、権利の放棄についての議案を上程させていただいた本

議会でございます。原告、被告双方の主張と判決結果を分析するなどして報告書を作成することは、司法判断に異議を唱えることになる、そのように考えております。そのため報告書を作成する考えはございません。

また、検証第三者委員会報告書は、違法性の判断はしないとする立場での指摘をいただいております。これを判決と比較することは、前提が違うものですので、同列にはできないと考えております。

また、今議会はインターネット中継もされております。また、今後市広報、ホームページ等で市民の皆様にお知らせをしてみたいと思っております。また、市民のご理解を求めてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長 ほかには質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 これにて質疑を終結をいたします。

議案第1号に対しては、渡辺精郎議員外1名からお手元にお配りをいたしました修正の動議が提出をされております。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、市民の声連合、渡辺精郎議員とともに議案第1号権利の放棄についてに対する修正動議を提出をいたしました。

2ページ目をごらんください。権利の放棄についてに対する修正案です。

議案第1号について一部を次のように修正する。

第1項中「の内容」及び「2の」を削り、「全て」を「一部」に改めます。

第2項を次のように改めます。

2として、放棄する権利の内容及び相手方ですが、議案の(1)から(6)のそれぞれを4分の3に相当する額及びこれに対する遅延損害金の額を放棄するというふうに修正をいたしたいと思っております。

3番目、一部放棄の理由は3点です。まず、本件控訴審判決において、通院移送費の支給は違法であり、当該支給を行ったことについて著しい注意義務違反があったものとして重過失が認められたことから、全ての権利は放棄しない。

(2)、滝川市は、詐欺事件の関係者に対する損害賠償請求権を有しており、当該元職員に対する損害賠償のみを放棄することは公平性を欠く。また、詐欺事件の関係者に対する3,000万円を超える損害賠償の回収の保証もない中で、当該元職員に対する損害賠償の全てを放棄することは、市民の財産を守る上で妥当性を欠く。

(3)、当該元職員は、年金を主たる収入とする年齢であり、年金や退職手当の額などを総合考慮して、放棄する金額を第2項のとおりとする。

以上であります。

なお、権利の放棄については、最高裁で議決が有効な場合の枠組みを3つの判例で示してござい

す。そこでまず、その要旨を示したいと思うのですが、個々の事案ごとに当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄または行使の影響、住民訴訟の継続の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨等に照らして不合理であって、上記の裁量権の範囲の逸脱またはその濫用に当たると認められるときは、その議決は違法となり、当該放棄は無効となるものと解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員または当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものとされる。以上が判例の一部です。この枠組みに従って、議案第1号の債権放棄に対する修正案の説明をする上で、債権を一部であろうが、全部であろうが、放棄するという点では共通しておりますので、以下枠組みに従って説明をしたいと思います。

まず、第1として、違法、重過失、著しい注意義務違反が確定した1億3,465万円のタクシー料金の支出等の違法理由の性格についてです。どの法律に違反したのかというと、生活保護法第8条第2項です。違反の実態は、1往復20万円以上のタクシー代をほとんど毎日支給し続け、1年9カ月間に2億3,886万円に達したことです。

第2に、当該請求権の発生原因である生活保護通院移送費の支給について述べます。まず、支出の性質はタクシー代の支給を受けた夫婦が札幌への通院以外、つまり滝川市内の通院、滝川市や札幌での入院を拒否したため、ほぼ毎日滝川市から札幌市に通院したこと、そして使用したタクシーは1往復20万円以上のものを認めたため、巨額の通院移送費になったことです。支出の経緯と内容については、夫の場合、1年9カ月、609日間に513日通院、84パーセントです。タクシー代合計は1億6,182万円、通院1日当たりの平均は31万5,000円です。妻の場合、1年2カ月、386日間に300日通院、78パーセントです。タクシー代合計は7,705万円で、通院1日当たり平均は25万7,000円です。支出の原因について判決は、元福祉事務所長と19年6月までの福祉課長について、以下のような違法、著しい注意義務違反と重過失を指摘しています。判決では、7項目について述べていますが、本討論では1点のみ引用します。夫の通院の頻度について、判決は医師の意見8回分を挙げています。一例として、通院4カ月後の18年8月17日とする医療扶助検討表には、医学的に言えば毎日の注射は必要ない。生活保護制度上、毎日の通院が頻回受診に当たるかといえば、それは頻回になると思うなどと記載されている。これらから、夫については多くとも週1回程度の通院が必要とされていたにすぎないことが容易に判明し、夫が精神の安定等のためという理由で頻回の通院を希望しても、同人の希望を入れるべき客観的な根拠に乏しいことも容易に判断できたと言えるところ、18年10月の時点で夫が明らかに極めて過剰と言える程度の頻回の通院をしていたことを容易に認識していたと言うべきである。

また、当該請求権の発生原因である通院移送費の支出の責任がどの職員にあったのかについて、判決は以下のように述べています。以上によれば、本件各支給決定は要保護者の年齢別等の必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を大きく超えており、医療扶助運営要領自体は法規でないとはいえ、同要領の趣旨を踏まえて解釈すべき生活保護法第8条2項に違反することは否定しがたく、

本件各支給決定が生活保護法に違反するものではないかとの懸念を抱くべき事情は当初からあらわれていたと言える。そうすると、滝川市福祉事務所としては通院移送費の支給を開始した後も支給を停止ないし廃止する可能性をも念頭に置き、適宜補充調査等を実施し、支給の当否を再検討するなど適切な対応をとるべき義務があったものと解され、元福祉事務所長及び福祉課長には遅くとも夫に対する通院移送費の支給を開始してから半年経過後の平成18年9月末の時点において夫が不正に通院移送費を受給しているのではないかと疑い、そもそも夫が高規格ストレッチャー対応型タクシーで札幌の病院へ頻繁に通院することを真に必要とし、このような通院を認めても生活保護の趣旨に反しないのか、夫の通院状況や医師の所見を詳細に確認し、検討するとともに、暴力団ケースに分類された本件において、夫が数百万円ものタクシー代を立てかえ払いする一方で、通院移送費を札幌介護福祉交通代表者個人の口座へ振り込むことにするなど不自然な点があることから、夫の居宅訪問や預金調査のほか、札幌介護福祉交通及びその代表者個人の口座の確認等の補充調査等を徹底して行うべき義務があったと言うべきである。また、同年10月のころには妻についても通院移送費の支給の申し出が出されているから、妻が高規格ストレッチャー対応型タクシーで札幌の病院へ頻繁に通院することを真に必要とし、このような通院を認めても生活保護の趣旨に反しないのかといった観点に立って、当初から慎重かつ十分な検討をすべき義務があったと言うべきである。このような対応をとってさえいけば、実際の調査及び検討に要する期間を考慮したとしても、遅くとも平成19年3月末以降には夫婦に対する通院移送費の支給を停止し、さらに廃止するという結論に至り得たものと見るのが相当である。

なお、本件のように生活保護の不正受給が疑われる案件では、警察に相談することも当然考えられるが、滝川市も別途調査及び検討を行い、事案により取り急ぎ支給を停止するなど責任を持って主体的に行動すべきは当然である上、本件では通院移送費が極めて異常なほどの金額に上るのであるから、警察の捜査の結果を待って判断するという方針が相当でないことは明らかとすべきであって、滝川市福祉事務所が滝川市警察署に相談したことやその時期は以上の判断を左右しない。また、滝川市福祉事務所が北海道に相談した際の回答も滝川市が責任を持って主体的に調査及び検討を行い判断をなすべき義務も動かすものではないし、そもそも北海道が前示事情を詳細に検討した上で回答したとも認められないから、以上の判断を左右しない。したがって、元福祉事務所長及び福祉課長が平成19年4月以降に夫婦に対して行った通院移送費の支給は違法であり、当該支給を行ったことについて元福祉事務所長及び福祉課長には著しい注意義務違反があったものとして重過失が認められると言うべきであるが、それまでの間の通院移送費の支給については2人に重過失があったということではできず、単にこれを認めるに足りる証拠はない。以下、19年7月からの福祉課長については、同じような内容ですので、省略をいたします。

次に、支出の影響については、犯罪に結びついたことが最大と考えます。判決は、通院移送費の架空請求として夫婦は還流により取得した金員を用いて札幌市に所在するマンションを賃借したり、札幌市内のホテルに宿泊したりするなどしていたところ、これらのマンションやホテルから直接札幌市内の病院に通院した場合にも通院移送費の支給を受けていたものであると述べています。また、判決は夫婦への通院移送費の還流として、札幌介護福祉交通は平成18年5月12日から平成19

年11月16日にかけて夫婦に対し別紙のとおり夫婦に関して当該元職員3名の支給決定により支給された通院移送費の一部に相当する金員を交付し続け、その額は合計1億1,123万円に上ったと述べている。さらに、判決は詐欺及び刑事事件として札幌地方裁判所は平成20年6月25日、夫に対する詐欺被告事件について同人を懲役13年に処する旨の判決を宣告し、妻に対する詐欺被告事件について同人を懲役8年に処する旨の判決を宣告したと述べている。

次に、当該債権の放棄議案の趣旨は一部放棄、1億3,465万円の6項目の4分の3等を放棄するものです。その理由として3点挙げました。

次に、当該請求権の放棄または行使の影響についてです。1点目は、本債権を全部放棄することと夫婦と元タクシー会社社員2名の刑事事件受刑者に対する債権の関係についてです。刑事事件受刑者への債権を最後まで回収するのは当然ですが、3,000万円を超える残額を2名の元生活保護受給者、1名の60代半ばの男性、50代の男性から差し押さえ、回収する保証はありません。それがわかっている本債権を全部放棄することは、市民の財産を守るべき地方自治体の義務をも放棄することになり、重大であり、一部放棄とすべきです。

2点目は、寄附していただいた方々、給与削減に協力していただいた事件と関係のない職員は、その当時詐欺などで私腹を肥やし、刑法違反を犯した人たちに支払ってほしいと誰もが考えたと思います。また、支給し続けた関係職員にも支払ってほしいと考えた人も少なくなかったのではないのでしょうか。その点では、刑事事件受刑者等の損害賠償責任3,000万円を完全に回収してほしいと考えます。また、6年間の住民訴訟の結果、3名の元職員に1億3,465万円の損害賠償責任があるという判決が確定した中で、しかもその支出が犯罪の温床になったことを考慮すれば、当該元職員3名にも一定の額を支払ってほしいと考える人が少なくないと思います。そもそもこれらの損害賠償責任が早くに決まっていれば、給与削減など必要なかったのではないのでしょうか。

3点目は、モラルハザードについてです。滝川市で債権放棄について多くの方が関心を持っていることがあります。それは、地権者が多い大規模ビルの1億6,000万円とも言われる固定資産税の滞納です。現実に他の自治体で億単位の債権放棄をしたという話もあります。今回の債権放棄が固定資産税など多数による連帯納税義務がある滞納に波及しかねません。

次に、住民訴訟の継続の有無及び経緯、事後の状況についてです。原告団は、債権の全額放棄をしないことを求めています。減額については認める考えを市長、市議会議長に対して陳情が出されています。裁判で真実を明らかにし、巨額の支給の原因は何だったのか、また誰に責任があったのかを引き出したのは、全国の疑問の中で住民監査請求、住民訴訟に6年間力を尽くした一審163名、二審9名の原告団と支援者の努力のたまものです。これらの方々のご意見を無視して全額放棄することなく、一部放棄とすることが最善の道というふうに考えます。

以上、修正案の説明といたします。

○議長 説明が終わりました。

これより修正案の質疑に入ります。質疑ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、修正案について多くの方が質疑を持っているようなので、私は何点かに

とどめて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、一部放棄の理由が書かれております。(1)から(3)に書かれておりますが、一部放棄を4分の3とした明確な理由についてお伺いいたします。

それと関連があるかもしれませんが、一部放棄の理由の(3)番に当該元職員は、年金を主たる収入とする年齢であり、年金や退職手当の額などを総合考慮するというふうにあります。年金や退職手当の額というのは個人情報であります。この個人情報をどのように調査をして、それを把握なされたのかお伺いいたします。また、年金や退職手当の額などをと、などとなっております。そのほかに総合考慮した年金や退職手当以外のものとはどのようなものを指すのかお伺いいたします。

次に、(2)ですけれども、(2)は提案者は詐欺事件の関係者に対する損害賠償請求権を有しており、当該元職員に対する損害賠償のみを放棄することは公平性を欠くというふうにおっしゃっております。ということであれば、今回4分の3の権利放棄を提案されるということであれば詐欺事件の関係者に対する損害賠償額も4分の3放棄するということが公平性に当たると考えているのかどうかについてお伺いいたします。

○議 長 窪之内議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、4分の3の根拠ですが、3名は一般的に考えると年金を主たる収入と考える世代であります。年金や退職手当の額ということの主たる収入あるいは資産というふうに考えるのはごくごく一般的なことであります。また、市職員の退職金が2,000万円前後ということはほぼ常識の範囲でわかることですから、それと年金も20万円前後と、これもごく常識的なことです。私は、個人情報には一切踏み込んでおりません。そういったことを考慮すると、3人で4分の1を限度とするというのはそういったところから提案をいたしました。ですから、2点については、個人情報は一切持ち出してはおりません。調べようともしておりません。

等については、年金の手当の額などをとると、それぞれの人がそれ以外の収入も当然あるわけで、などと書いたことはそれ以上の意味はございません。

それで、公平性を欠くといいますが、そもそも3人で1億3,465万円というのはやはり退職者、60代の方にとっては払えない金額だというふうに私は思います。その一方、そもそも詐欺等で滝川市の財産を奪ったグループに対して債権を減額する考えなど毛頭ございません。

以上です。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 ただいまの答弁を聞きますと、客観的に当該元職員の3人の生活状況を示すような資料等はお持ちでないというふうに理解しました。退職金や年金の額の推定額はあったとしても、その人たちの暮らしが現在どうなっているのか、資産がどうなっているかということは全く客観的に示せる根拠がない。そういう中での4分の3、4分の1は回収できるだろうという見込みについて、どのように判断をされたのかということがわからないので、改めてお伺いしたいと思います。

それと、などというのは何の意味もないということではないはずで、当然などとしている以上、年金や退職金の額などを総合的にです。などが要らないのだったら、この2つだけで、総合的ということは要らないと思いますので、調査したなどについて、全く必要のないということであれば、

文章の訂正とかも必要ではないのかなというふうに思います。

(2) 番についても提案者は公平性を欠くというふうに述べているわけですね。詐欺事件の関係者と当該元職員に対する損害賠償のことについて、同列に扱って公平性を欠くという判断をされている以上、先ほどの説明では全く納得できないわけで、この提案でいえば一部であっても放棄することは提案者によれば公平性を欠くということになりませんか。その点と共同提案者である渡辺精郎議員にお伺いいたします。この提案をするに当たって、渡辺精郎議員はどのような調査をされたのかお伺いしたいと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、回収の見込みということですが、それは損害賠償請求を裁判所が決めたときに回収の見込みというのはいわゆる考慮条件に入っていないはずで、ですから、私も回収の見込みについては入れておりません。どんな民事訴訟の損害賠償の判決も、本人の支払い能力というのは普通入れないのが常識だというふうに私は思っています。

次に、などを明確にせよということですが、などはあくまでもなどで、その方たちの生活でどんなほかの収入があるかということをお私に存じません。例えば差し押さえするとなれば、どんな債権でも差し押さえるわけで、それはどのようなものがあるのかというのは、私は特定する必要は全くないと思います。

また、公平性を欠くということについて言えば、誤解を招かないように言いますが、私は損害賠償請求の債務者である方々、その方々の顔を見て物を考えているわけではないのです。つまり滝川市が損害賠償請求を求めた民事訴訟、こちら民事訴訟です。一方の判決については全部もらいます。一方の判決については全部放棄しますと。これは、そういう意味で公平性を欠くということで、私は相手が誰だとかということをお特に強調しているわけではございません。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 賛同者の私にも質疑がありましたから、お答えをしたいと思います。

私は、あくまでも賛同者でありまして、4分の1を個人情報に立ち入って調べたわけではございません。しかし、先ほどから清水議員が言っておりますように、年金とか退職者、これは常識的に大体その人の収入というのはわかるわけでありまして。私にも退職職員は教員退職して何ぼだと、年金は幾らだといろいろな人がおっしゃっていたり、こういう常識的なところでやっぱり判断をして4分の1と、こういうことで話し合ったところでございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点目、4分の3の根拠については全く示されませんでした。清水議員は、提案者は回収の見込みについて支払い能力については別に考慮したわけではないと言っているにもかかわらず、提案の理由の中に3番目の理由が載せられています。そういう点で見たら、提案の理由、そして答弁と理由の根拠が合わないというふうに思います。また、改めてお聞きしますが、そういう支払い能力とかを関係なく4分の3を放棄するとした理由について、聞いている皆さん、議員の皆さん、それから傍聴の皆さんを含め、ここにいらっしゃるマスコミ方も含めて4分の3とした理由がああ、そうかというようなわかる理由について示していただきたいというふうに思います。

あと、詐欺事件の関係者と当該元職員による損害賠償を同列に置いたのは提案者であります。その同列に置いて提案者が公平性を欠くということ（2）番の理由で述べているわけです。それなのに、公平性を欠くということであれば、こちらの損害賠償事件を4分の3の権利放棄をするということであれば当然詐欺事件の当事者の損害賠償請求も4分の3権利放棄をするということではなければ公平性を欠くという論理になるのではありませんか。改めて伺います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、回収について全く考えていないと言っているわけではないのです。つまり1億3,465万円というのは回収できないだろうと。そこがまず出発です。そこで、それはできないという判断をしています。しかし、4分の3減額して4分の1にすれば、それは可能性が大きく広がるということで、回収の見込みについてはかなり現実的なものだというふうに思っています。また、わかるように4分の3減額の説明をしてくれということですが、大ざっぱに言うと当該元職員の3名の方は一番直近で今年の12月、また最も古い方でもまだ3年前の退職の方です。ですから、2,000万円前後と言われている退職金のうち、例えば500万円ずつまず1回目払っていただいて、その後は月1万円とか2万円とかいうような形で払っていけば、それだけではございませんが、かなり回収がされていくのかなということで、4分の1ということを決めました。

また、公平性を欠くというのは、ゼロ対100は公平性欠くでしょうと。あくまでもそういうことで、こっちが4分の1だからそっちも4分の1にするという、そういうことは一切考えておりません。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点のポイントについて伺います。

先ほど清水議員が原案に対する質疑の中で、3名の元職員の懲戒処分の違いといいますか、有無、2名は懲戒処分を受けている、1人は受けていないということを論拠に同列で権利を放棄することに問題があるのではないかというような趣旨の質疑をされました。であれば、私はこの修正案で示されている3名のそれぞれの同列で扱う4分の3を放棄するという事に矛盾があるのではないかというように思いますが、そのことについてのお考えを伺います。

○議長 長 荒木議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 あくまでも退職後に判明した市に対する損害を与えたものについて、市がその個人に対して損害賠償をする権利は滝川市にあります。その権利は、まだ行使していないわけです。行使していないにもかかわらず、それが幾らだとかということは、それは私が決められることでもなければ、想定できる話でもありません。ですから、これが行われることによってさらに不公平だということであれば、それは滝川市が別途行うことだというふうに考えます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 何をおっしゃっているかよくわかりませんが、ではこのことを伺います。3名の懲戒処分がそれぞれ2名はあって1名はなかったというのはいつ知ったのですか。私が質疑した結果で知ったのですか。

○議 長 清水議員。

○清水議員 20年の6月の時点で資料は持っておりました。ただ、それを今回3名の懲戒処分が事由として挙げられたので、資料を再調査した中で、私が持っていた資料で知りました。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 市は、懲戒処分の内容を当然把握をしていて、そのことを踏まえて横並びで権利を放棄すると言っているのです。20年の6月の時点でその内容を知っていて、さらにそれをおかしいのではないかということ指摘をしながら質疑することは矛盾するのではないですかと私は言っているのです。それであれば、そう思うのであればこの修正案の中に当然ながら懲戒処分を受けていない方については、もしかしたらこれ4分の3が5分の3とかという減額するのなら筋は通るのです。いみじくもその質疑の中で清水議員は、議案というものは十分検討、精査されて出すものでしょうというふうにおっしゃいました。市側は、それを十分踏まえて精査をして出しているのです。同じ修正案も上程の重みというものについて軽んじているのではないかということ私を申し上げたいので、そのことについては渡辺議員に伺います。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 清水議員と十分論議をしてそのように決定いたしましたので、決してそのようなことではございません。

○議 長 渡辺精郎議員、今の荒木議員の質疑と渡辺精郎議員の答弁が全くかみ合っていないのですが、先ほどの清水議員の原案に対する質疑の中で、2人ともう一人は違うのだと。それがなぜこの修正案で同等に扱っているのだと。それは、当然提案者のお二人であるわけですから、そんなところは議論されて、やはり同等で提案すべきだと。そうしたら、先ほどの原案に対する質疑との整合性がとれなくなりますよと。それに対する見解を求めています。

○議 長 清水議員。

○清水議員 あくまでも債権放棄なのです。それ以外の何物もないのです。プラスしたり、マイナスしたりするというものではないのです。仮にここで債権放棄の議決の修正案でこれにプラスするとか、そういったようなことをもしすれば、別の債権になりますよね。そういうことは、恐らくできないと思います。ですから、私はそういうことは全くこの修正案をつくる上で念頭にはございませんでした。さらに言えば、市長提案の議案は精査されているというふうに言われましたが、私があれだけの時間をかけても判決と違うことをずっと言い続けて、それでも債権放棄をするという点で言えば、完全に論理は破綻した債権放棄の議案です。形式については、当然私の何百倍、何千倍の経験がおありですから、その点では私の不十分さはおわびをしたいと思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 市民クラブの柴田でございます。まず、冒頭権利放棄についての修正案を提出された清水、渡辺両議員に心から敬意を表したいと思います。ただ、先ほど原案に対する質疑の中で、まるで当該の3名が共謀し、かつまた犯罪を犯したような表現があったことは、非常に私は気になりました。誘導ですとか、加担ですとか、まるで不当利益を得た本人と同様の犯罪を元職員が犯したかのような表現については、先ほど議会の品位ですとかのような表現も清水議員は使っておられま

したが、全く品位の感じられない質疑であったことをまず冒頭申し上げておきたいと思います。

さて、今回の議論で非常に私が感じたことは、先ほどの質疑の中で最高裁の判例とか、そしてこの権利放棄は、重過失の権利放棄は前例はどうだったのだ、こうだったのだと、こんな議論をして、議員と当局の間で議論が交わらされていた。ところが、この修正案の理由は何なのだと。これ見直すと、年金や退職金の額などを総合的に勘案すれば権利放棄ができるから、4分の3権利放棄するという修正案にしか見えないのです。今まで議論してきた最高裁だ、あるいは高裁だ、債権放棄は重過失で今まで前例がないから、こんなことをやったら住民訴訟がどうのこうのという議論ではなくて、この修正案の理由は、実は年金の額あるいは生活費の額を考慮して、それで4分の3を放棄するという修正案なのです。今までの質疑が一体何だったのかなということを私は感じました。このことについて提案者の説明を求めたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、3名の当該元職員を犯罪者あるい犯罪にかかわったかの表現をしたというのは、もしそうとられれば、私はそうは申ししていませんので、それはお断りをしておきます。ただ、判決の中で、先ほどもちょっと読みましたけれども、要するに警察に相談しているうちに1億1,000万円以上が支払われたと。つまり警察に相談するということは、犯罪が起きているから警察捜査しているわけです。そういうときも出し続けたという事実を裁判所は事実認定で言っているのです。それでも福祉事務所が警察が捜査しているから出し続けたのだというのは、そんなのは世の中通らないよというふうに言っているということで、温床になったのではないかと。また、お金がどんどん来るから架空請求したのだという、それは表裏一体のものがあつたのではないかとということまでを言ったわけで、犯罪に加担したりしていれば、それは刑事事件になったわけで、そうではないということはここではっきりと述べておきたいと思います。

また、いわゆる重過失だから、放棄の事例はないと。ところが、あなたも一部であっても放棄する提案をしているのではないかということについてですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、裁判では支払い能力を勘案した損害賠償結果って出さないのです。私は全然専門でないので、わかりませんが、余りそういう話を聞いたことがありません。やっぱりやった行為に対して損害賠償金額が決まるのです。ところが、今起きている自治体での裁量権というのは、今度はそれを受けて、いわゆる支払える金額とか、そういうことは裁量権の中の一つとして考えるべきではないのかというのが今全国的な議論になっているわけです。現実には放棄が認められている、これは軽過失の場合ですけれども、ありますから、重過失で支払いが可能な金額というのは本邦初かもしれませんが、新しい自治体をつくっていく上で、私は積極的な意義を持つ修正案だというふうに思っています。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 柴田議員からご質疑ありました点についてお答えいたしたいと思います。

私は、あとの討論で述べようとしたところでございますが、市の提案はゼロ提案であります。しかし、私は今多くの市民と対話をしております。その中で、渡辺さん、どうしたのだと。こんなことでは判決がどうなっているのかと、こういう市民の声が大変多いのであります。そういう意味で

清水議員と減額でもいいからやっぱりこれは筋を通すべきだと。やっぱり裁判所の判決を少しでも、これはもう可能な限り実現すべきではないか、こういうことを議論したわけであります。そういう意味で賠償の金額が大きいという、こういうことなら、やっぱり減らしてもいいのではないかと、こういう結論になったわけであります。したがって、その結果が4分の3の放棄と、こういうことで、放棄ならあなた方の言っていることと理屈は違うのではないかと、こうおっしゃりますけれども、やっぱりこれは市民感情が多く入っているところでございまして、私が清水議員に十分納得させた、こういう減額でございまして、よろしくお願ひします。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 渡辺さんの答弁でますますわからなくなったのですけれども、ちょっと話を先に進めます。何かまともに答弁していただけないような感じなので、私が質疑したのは、清水議員は今債権放棄をするという議案に対する質疑の中で、職員の重過失を求め、そして損害賠償を求めた案件について、過去において債権放棄を行政が議会に提案して云々、これ以上時間の都合がありますから言いませんけれども、そういうロジックで、実は市の債権放棄についていかなものかと言ってきたのにもかかわらず、今ここの債権放棄の理由は、生活実態だとか、返せるかもしれないから一応この分は請求するというような、そういう、いわば私はへ理屈ではないかと思うわけです。年金の額も、あるいは所得も、先ほどのなどというのは私はよくわからない。それだってその他の収入が例えば株券の収入で年間4,000万円もあつたらどうするのですか。そういうことも全くわからない中で4分の3を債権放棄することが適当だというような議案修正案が出されて、我々はそれに対して今適切な審議を求めているわけです。もうちょっと私の質疑に対して真摯に受けとめていただいて、きちっとした答弁をいただきたい。

そして、もう一つ、監査委員の指摘以降1億円以上の支出がなされたことに対して、先ほどの質疑の中で副市長以下理解していた、そのことを知っていたと言いましたよね。そうすると、今理事者側は組織的な責任を感じていると言っているわけです。警察に報告した、通報した、そういう段階で、実は市全体の問題として、その後の1億数千万円は市長や、あるいは副市長も、これはこの実態について把握したのであれば組織的な問題であるということをあなたはそうではないと言っていました、私は違うと思います。そのことについてあなたの言葉には非常に矛盾がありますので、きっちりこのことについて説明をしていただきたい。

(何事か言う声あり)

○議 長 2点目についてももう一度ご質疑をお願いします。

○柴田議員 要するに法定受託事務だから、福祉事務所で福祉事務所長が決裁をして、その後警察へ通報後もその3人が主体となって1億円以上の不法支出をしていたとあなたは指摘した。しかし、そのときに副市長も当然そのことは知っていた。警察のほうに通報するというのであれば、これは市長も当然知っているわけですから、庁内の会議でも報告され、その後の動きについては逐一組織的な対応がなされたとは私は思っております。にもかかわらず、あなたはその後の1億円の支出についてはその3人の責任は重いと言ったのです。だから、その根拠をしっかりとここで説明していただきたい、そのことです。

○議 長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目で重過失の事例がないのに債権放棄に走る、そういう提案をする市長に対してそれはおかしいと言ったのであれば、一部放棄も同じだろうと、そういうふう柴田議員は言われました。私が述べてきたことは、そういうことではないのです。これは総務省の報告書なのですが、故意または重過失による損害賠償請求権等については特段の事情のない限り放棄することには慎重であるべきだということで、重過失については一定の距離を置いているのです、債権放棄については。ただし、その場合にきちっと裁量判断の範囲を明確にしていくということで、全くあり得ないことではないとも言っています。ところが、先ほどのように重過失が出て、ほとんど故意のようなものだと、重過失というのは。という判決が出ながら、組織のほうに責任が重かったのだなどという主張をしている限り、これは重過失での債権放棄は裁量権の逸脱になるというふうには私は指摘をしてきたのです。しかし、私が先ほど述べたのは全くその理由が違います。判決をきちっと受けとめて、その上でこういったいわゆる諸般の事情ということ、これは最高裁が言っているのですけれども、諸般の事情を加えれば重過失の場合でも債権放棄は可能だということを私は提案したので、積極的な意義を持つのかなというふうには、そういう姿勢で質疑をしていました。

2点目は、市長、副市長も19年5月の還流の疑いを知っていたのだということでは、それは組織に問題があったのではないかと問われましたよね。そういう考えは、判決では否定されたのです。つまり現場を預かる決裁権者というものの権限の重みというものをやはり地裁、高裁は非常に重く見たと。仮に市長、副市長が知っていたとしても、市長、副市長に言われなければならない福祉事務所長や福祉課長ではだめだよということを言って、市長、副市長が動けばとめれたという、それは原告の臆測にすぎないという判決を出していますので、ですから私は組織に責任は重たいという論にはくみしません。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 びっくりしました。判決に書いていないから、首長と副市長には責任はなかったのだろうというのが清水議員の今の発言の趣旨だと思いますので、なぜか何か判例ばかり金科玉条のようにおっしゃっておりますが、法定受託事務ですから、福祉事務所長が最高決裁者であると疑的に言われているのは、それは当然であります。しかしながら、本来の最高責任者は国にあると。この事務の最高責任者は国なのです。ですから、国がだめだと言えば地方自治体は法律に基づいた執行ができないのです。それを横に置いておいて全てを末端の自治体職員の責任に押しつけたのが今回の判決であると思っております。そういう意味では、本当に今回の修正案は数々の矛盾に満ちあふれている。先ほど私の会派の議員の質疑にも、本当に中途半端なご答弁しか得られなかった。私の質疑もなかなか私が理解できるようにはなりません。最後になりますけれども、このような数々の矛盾に満ちた本修正案を取り下げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 清水議員。

○清水議員 4分の1をどう決めた、あるいは同じ重過失がありながら、市側の提案に反対の質疑をしつつ、自分で一部放棄の提案をすると、こういったことには矛盾があるというような指摘は、

今後のよりよき議員活動に生かしてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 先ほど来原案についての質疑、また答弁をいただき、また今修正案が出されて各会派いろいろな方の質疑、答弁をいただいているわけですが、我々はそういった内容を確認しつつ、原案に賛成すべきか、修正案に賛成すべきかを判断しなければなりません。そういった中で1点だけ修正案に対して質疑をさせていただきます。

修正案の中で、先ほどのご答弁の中でも公金という言葉が使われております。この4分の1というお金を、4分の3を放棄し、4分の1ということですが、その答弁も窪之内議員の答弁に対しても全く私も理解できなかったのですが、基本的に2億4,000万円ほどのお金というのが寄附金等、また職員の給与削減等によって補填されてきたわけですが、職員の給与削減等につきましては私の調べでは約1億8,000万円程度、このお金を先ほどの清水議員の質疑の中ではこれも公金に当たるのではないかというような質疑がございましたが、公金ということになると、これは公のお金でございます。給与というのは、行政の方々であっても一度それを給与としていただいたからには、一応労働の対価として生活費として得られるわけですから、この部分では給与として得られた段階ではこれは公金ではなく、あくまでも労働者の対価のお金だと思います。そういった中で給与削減等によって返還されたわけですが、先ほどの答弁の中で4分の1が妥当ではないのかという答弁で、この4分の1の中でその3名の方々が退職金の中で約2,000万円程度あるだろうと。その中で500万円ぐらいは先に返してというような修正案の答弁がありましたが、それではその500万円というお金も公金に当たるのか。そうすると、修正案の清水議員が言われている公金での返金ということはおかしいのではないかというものと矛盾すると思うのですけれども、この点についてお伺ひいたします。

(何事か言う声あり)

○関藤議員 先ほど答弁で。3名の方々が退職されたときの退職金として2,000万円程度はあるのだろうと。その中で500万円程度は先に返金というか、補填することができたのでないだろうかという、その500万円も公金ということになるのですか。給与ですから、これも。そうすると、これも公金で返せばいいと言っているのと同じことになるのではないですか。その点についての考え方を伺ひいたします。

○議 長 関藤議員の質疑に対する答弁を求めます。清水議員。

○清水議員 まず、私が公金と言ったのは、会計の中にあるお金を公金と言ったのです。だから、一度それを給与として受け取ってしまえば、それは公金ではないです。そういう違いがありますので、公金というのはあくまでも市の会計の中にある段階のことを公金というふうに私は言っていましたので、500万円は公金ではないということでご理解いただきたいと思います。

それで、減額するのも、結局債権自体は公金になる可能性のある、要するに公金、金ではないですけれども、財産ですから、これを放棄するというのはどうなのかという議論はあると思うのです。それで、例えば払えないような税の滞納とか、そういったものにはいろんな減免条項だとか、あるいは不納欠損とか、そういった条例で示された減額の仕方というのがあるのです。ところが、こう

いった損害賠償権については条例とかはないですから、払えないものを払えない金額だとわかっていて判決が出たときに、ではどうするのかというのはその都度考えるということになると思うのです。判決が出たから、もう何が何でもそれを取らなければいけないということが地方自治体のいわゆる私債権、公債権とかといろいろありますけれども、少なくとも税とか以外の私債権についてはやはり裁量権はあるのだというふうに思います。ですから、誤解のないように、先ほど私はモラルハザードと言いましたが、某大規模ビルのたぐさんの地権者が1億6,000万円の連帯納税義務を持っているものについても債権放棄してくれと言ってこないとも限らないなと思っています。それは税ですから、これまでのとおり税の条例に基づいて粛々とやるべきであり、こういう私債権とはまた別だというふうに思っているということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、最後に1点です。それでは、給与等々については公金という扱いはないという認識を一応示されました。であれば、先ほどの窪之内議員の4分の1という数値を出したやはり明確な、誰が聞いてもなるほどというこの金額に相当するということを示していただかないと、ただ想定範囲内という答弁ではなかなか理解できないかと思うのですが、答弁はできますか。再度お聞きします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 先ほどの答弁とほとんど変わりませんので、500万円というのは特に根拠のある金額ではございません。ただ、この二、三年のうちに約2,000万円程度の退職金が入っていればその程度は可能ではないかということや年金の中でも老齢年金については差し押さえも可能だし、そういう点でいえば1人扶養家族いらっしゃる場合は14万5,000円を超える部分は差し押さえ可能ですし、そういうことを考えれば3人が1年間に100万円とかでということを上積みしていくことも可能だということで、そうすればあと15年ぐらいかかればそれだけでも回収は可能だと、大体そういう計算です。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 新政会の小野でございます。今権利の放棄についてに対する修正案について質疑を3つばかりさせていただきます。その前に1つお断りさせていただきます。歯の治療をしているものですから、途中かむかもしれません。お聞き苦しいところはありますけれども、ゆっくりしゃべらせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、一部放棄の理由について、先ほど窪之内議員がそのうちの(2)について公平性を欠くということで質疑させてもらいました。私のほうは、その下のほうなのですが、職員に対する損害賠償の全てを放棄することは市民の財産を守る上で妥当性を欠くということがありましたので、この件についてをお聞きします。

2つ目、質疑の中で判決が確定した以上、債権は市民の財産とのことでしたが、修正案の中にある4分の3の市民の財産についてはどのように考えているか。

3つ目、一部権利放棄の理由の(3)にあります年金や退職手当の総合考慮と。総合考慮とは漠

然と述べていますけれども、何を基準としているのか、また算出の根拠となるものを示していただきたい。また、このような事例、判例等がありましたら、それもお示し願いたい。

以上、3つです。よろしくをお願いします。

○議 長 小野議員の質疑に対する答弁を求めます。

#### ◎議事延長宣告

○議 長 その前に本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

清水議員。

○清水議員 まず、一部放棄は公平性を欠くと。全て市民の財産を守るという点で妥当性を欠くのではないかという質疑についてですが、私はまず詐欺事件の受刑者たちの債権についてはかなり回収に困難が出てくるだろうと思っています。同じ生活保護通院移送費の会計検査院が違法として支出したものに対する損害賠償ですから、そういう点でいえばそちらのほうがもし回収が十分いかなければ、ではどこで取るのだとなれば、ここに回収できる債権があるのだから、これを全部放棄するというのは逆に妥当性欠くのではないのかということをご説明しました。

4分の3放棄する、これ市民の財産ではないのかと。これについては、先ほど申し上げましたように、私詳しいことはわかりませんが、条例にないものなのです。あるいは、法令にないもので、その都度決めれることなのです。債権放棄が多く自治体で行われているという中で、自治体はその債権について判断をできるということで、当然これは大事な市民の財産だから4分の4、100パーセント取るべきだというふうに考えるならば放棄をすることはしないと思うのです。ただし、これは1億3,460万円請求しても到底とれないだろうというふうに多くの皆さんも言っております。それで、回収可能な額ということで、退職金や年金あるいは年齢等総合的に考えて4分の1と。

総合考慮というのは、あくまでも年金や退職金以外のいろんな収入、資産もおありでしょうから、そういったものを総合考慮してという意味ですので、それ以上のご説明は私できませんので、ご勘弁をお願いしたいと思います。

○議 長 小野議員。

○小野議員 突っ込んだ質疑以外に完璧に答弁なされるかなと思った。ちょっと逃げられて、それ以上のことは知らない。もう一つ、もう一人渡辺精郎議員いますので、精郎議員の意見も聞きたい。だから、事例、判例はなかったのか、その件についてもお聞きします。

(何事か言う声あり)

○小野議員 もう一回言いますか。精郎議員、今の私について中の一つでもいいですから、答弁できるかということと、それと事例の判例がなかったということについては清水議員のほうからまだなかったの、その答弁も一緒に兼ねてできればよろしくをお願いします。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、小野議員の質疑にお答えしたいと思います。

3番目のほうの判例につきましては、これは清水議員のほうは主として調べておりますので、私のほうは今回は調べておりません。

一部放棄は妥当性を欠くのではないかというような、こういうようなことで、条例にない、こういうことでございまして、先ほどから繰り返しているとおりでございます。私は、多くの市民から訴えられまして、ゼロ放棄はならぬよと。やっぱり裁判というものは重く受けとめて妥当な金額を請求しなさいと、こういうふうな要請を受けて4分の1になったと、こういうことでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 住民訴訟の損害賠償請求の判決についての放棄議決で、一部放棄というのは私は見たことはございません。何でないのかなというの、正直にどうしたのかなというふうに思います。やはり議会の力関係とか、大体首長が請求を求められる場合が多いのです。現首長か、あるいは前首長、あるいは元首長かもしれませんが、払いたくないというか、それは不当だと。諸般の事情を考慮して全部放棄するのが妥当だという議案を出すときのいろんな議会と首長の力関係とかということがどうも作用しているのかなと。逆に払ってほしいというほうが、住民訴訟を起こす側というのはどちらかという議会では少数派との関係が強かったりするのではないかと思うのです。だから、最高裁の枠組みとかでははっきりと議会と首長の力関係で議決を進めていけば客観性が失われるということで、多数決に重きを置いて事実の解明とか客観性がなくなることについては、それは問題だよという指摘も出ているくらいですから、そういうことがあって一部放棄というのは今のところないのかと。現実にこの一部放棄を出している私も議会の中では少数派です。そういったこともあるのかなというふうに思います。正直なところです。

○議長 長 小野議員。

○小野議員 歯の調子がよくない。まだ細かく質疑したいのですけれども、これまで言っても恐らくイタチごっこになりますので、これで終わります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、市民クラブを代表し、議案第1号 権利の放棄についてを可とする立場で、議案第1号修正案、権利の放棄についてに対する修正案を否とする立場で討論をいたします。

このたびの生活保護詐欺事件に係る住民訴訟札幌高等裁判所控訴審判決により当時の市職員3名の賠償命令を命じられたことは、大変重いものと受けとめざるを得ません。それを冒頭申し上げつつ、しかしながら最終的に原案賛成の立場をとる理由について以下に述べます。

まず第1に、当時の事件にかかわる2億数千万円の市の財政的な損失は、既に市民の寄附、職員全体での給与削減等で解消されており、市民の大切な税金に欠損が生じていないことがあります。過去の全国的な住民訴訟の例、先ほどから出ておりますが、多くは例えば入札関連での元首長に対するというものが多くというの、はわかっておりますが、その多くが関係者に対する賠償責任を命じているようですが、その大半が行政の債権放棄となり、結果的に損失が埋まらない結果となっております。しかし、先ほどから申し上げておりますとおり、当市の場合については結果として市税等にはされず、補填されている極めてまれな事例と考えております。

第2には、これはあくまでも推測の域を超えませんが、仮に賠償請求を求め、その支払われた原資を市が一般財源として使用することが果たして妥当なのかという観点であります。私は、特定目的で寄附された市民、団体の寄附行為に対する、ある意味一般財源として使った場合ということですが、その寄附行為に対する目的外使用の可能性も否定できません。ただし、修正案の提案理由で示されている2件の損害賠償請求権を同列に扱うことは、その賠償の性質が全く異なるものであるというふうに認識をしておりますので、刑事事件の首謀者に対する賠償金とは、戻ってきた場合と違いますか、その原資についての使い道は区別して考えるべきということもつけ加えなければなりません。また、給与減額等に協力をされた市職員の多くは、原因は別としてもこの事件で発生をした損失を税金で埋めるのではなく、とにかく市民には絶対迷惑をかけられないという思いが当時はそうさせたのではないかとこのように考えます。この意思も私は重く受けとめなければならないというふうに考えています。

第3には、今回の判決による3名の元職員の過失に対する責任の問題です。権利放棄イコール全く責任をとらなかったと言えるかどうかであります。私は、当時を振り返ったときに、例えば元福祉事務所長の例が一番わかりやすいので、例えで申し上げますが、停職処分という極めて重い懲戒処分を受け、無給、一時金の支給停止等々、さらにはみずからも補填のための寄附をされたということが明らかになっておりますが、金銭的な負担という観点からも数百万円にも及んでいる事実もあり、また事件当時からこの間にわたりマスコミを含め、多くの市民から表現は適切ではないかもしれませんが、その存在を世間にさらされると、そういう精神的苦痛を余儀なくされたのだろうと推察をいたします。私は、十分かどうかはわかりませんが、社会的な制裁という意味ではもう既に受けているものと判断しているところであります。

以上の理由から、私ども市民クラブはその判決の重み、現実的に市財政に実質的な損失を与えたのかどうか等々に対して熟慮を重ねて下した判断であるということを示し添え、討論といたします。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。私は、ただいま上程されました第1号議案、権利の放棄、つまり札幌高等裁判所平成25年第14号損害賠償履行請求訴訟事件の判決により損害賠償請求の相手方となる元職員に対する権利の放棄の議案を否とする立場で、そしてただいま清水議員と私で提出いたしました修正案、これに賛成するという事で討論をいたしたいと思っております。

先ほどから質疑や提案説明がございましたが、これほどの違法性、重過失が高等裁判所から判決として出された事実を直視していただきたいのであります。市の提案は、ゼロの権利放棄であります。このような重大判決に対する市民感情は、賠償額が大きいというならば減らしてでも賠償させるべきだという意見が圧倒的であり、市民からの陳情書が出されておりますので、その一部を紹介をしたいと思います。原告、被告双方が最高裁への上告をしないということは、高裁判決を受け入れるということであり、高裁判決で解決を図るということではなければなりません。市長は、進める会、原告団の申し入れの場でも判決を重く受けとめると述べていますし、請求権放棄の会見でも強調されています。高裁判決を無にするような放棄ではなく、進める会と原告団の提案を考慮し、市議会においても審議していただきたく陳情いたします。その1、市長の3つの理由にある組織的な

対応、判断に適正を欠いた責任という立場から、市が負うべき賠償額を示す。そして、これを放棄する。2、福祉部長、福祉課長、2名に対する賠償請求は放棄しないという立場から、支払い限度額を検討し、減額請求を行う。3、市民に理解を得るために高裁判決を報告する、再発防止策を示すなどのやるべきことをやる。住民訴訟における市側の主張、反論は2億3,886万円の通院移送費支出は医者診断に従ったもので、正当、不注意はない、過失もない、福祉事務所の裁量権の範囲だということ最後まで主張してまいりました。この主張を司法が認めなかった判決に基づいて生活保護行政の検証、再発防止策を練り直さなければ、住民監査請求、住民訴訟の持つ意味が失われると考えるからであります。以上というふうに陳情が出されているわけでありまして。そこで、昨年の訴訟の提案のときに述べましたように、前田市長は被告、前田康吉という肩書であっても刷新市長としてこの事件を批判して市長に当選した刷新市長であります。ところが、当選して市長の立場になりましたら、何と市民の期待に反してすっかり本当の被告になり切り、みずから渦中に飛び込み、全身に火がついて全ての責任を背負ってしまった感がするのであります。特に今回の札幌高等裁判所の判決は、滝川市役所の職員に対して日本でも珍しい重大過失責任を課されました。終わってみれば何と裁判の歴史に残る重大判決が下ったわけでありまして。なかんずく原告団の主張が通ったことにもなり、結果的に前田市長は裁判の陳述書でも事件を擁護し、本日の債権全額放棄という提案をされ、まことに残念であります。覆水盆に返らずであります。強い自治体、地方自治体の長の権限を手中にしなが、市長の椅子に座ってみればそのテーブルにそのまま顧問弁護士がいる、そのような状況の中でこの事件を厳しく処理することが難しいことであったことは想像にかたくなのであります。しかし、はたまた最後に選択した請求権の放棄は元市長や元職員の責任は重大であります、それはもう立派な現市長の判断であり、市民からさらに厳しい目が向けられることを覚悟しなければなりません。一般市民から見れば、これでは誰が市長になっても同じことと市政や選挙に無関心な市民が増加していることを前田市長はご存じでしょうか。政治不信がまちづくり、なかんずく滝川市の発展に支障となる点が心配されるのであります。ただ、先ほどの質疑で市側が敗訴を認めた点は大変よかったと思えますし、評価をいたすところであります。

さて、高等裁判所の判決の最も核心である損害賠償請求の命令が前田市長に下ったわけでありまして、この権利というか、義務を放棄する理由が提案されました。その理由に不条理なことがあり、指摘をしたいと思うのであります。先ほどの質疑でも明確な答弁がなかった点であります。第1に、市として組織的な対応及び判断の適正を欠いていたことによる責任が大きいと元職員の違法、重過失、注意義務違反という裁判所の判決を否定し、ないがしろにした理由が示されましたが、顧問弁護士を含めその論理の展開には大変矛盾を露呈したと言えます。元職員をかばうために、組織的な対応、判断に適正を欠いていたということは、田村前市長、末松前副市長等の市のトップを初めとして二十数人と言われる、いわゆる情報隠しにかかわった事件の関係者への再調査や損害賠償の分散請求が提案され、そして3名の損害賠償はしないという提案なら理解できるのであります、このような筋の通らない提案は即刻取り消しを求め、議員の皆様方もぜひ修正案に賛成していただくことをお願いするところでございます。

さて、裁判所に提出した陳述書についてでございます。医師の判断に従ったもので、不合理、不

注意な点、誤りはないとか、正当な行政行為だった、はたまた片倉夫婦に支出した生活保護通院移送費2億3,886万円は高くないと述べていますが、これが刷新市長の陳述書であることに改めて強く批判を申し上げたいのであります。このような陳述書を提出しておきながら、今さら市役所内部の組織的な対応、判断に適正を欠いていたとおっしゃるなら、論理の展開の矛盾を指摘せざるを得ないのであります。そのためには、市民に対して説明会を開き、市役所内部の再生について弁明すべきであり、先ほど否定した報告書はぜひつくっていただきたいのであります。

さて、市の矛盾は続きます。権利放棄の理由のその2に、高等裁判所の判決において当該元職員が市に与えたと認められた損害については、市職員全体の給与削減及び市民等からの寄附金により補填されているためと述べています。先ほど質疑いたしました、あるいは皆様方が討論をいたしておりますが、終わった、返したというのは厚生労働省、会計検査院からの返還せよとの命令で国に返還した1億7,914万5,000円であります。これは返した。終わったのであります。しかし、片倉側へ支払った2億3,886万円分の中で詐欺と認定された分は市の財源から損失のままです。その債権は引き続き回収するとの意向でありますから、本件の回収も期限の60日までじっくり検討をしていただきたいのであります。

最後に、滝川市役所の組織的な対応、判断が適切を欠いていたということで、札幌高等裁判所の判決をないがしろにしないためにも、余りにも多額の賠償金ということなら、先ほどの修正案の額に減額して、前市長や前副市長も含め事件にかかわった二十数名での関係者全体への賠償も検討するなら、市民も納得すると思いますが、このまま権利の放棄を決めることに強く抗議し、私の討論といたします。

(「議事進行」と言う声あり)

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 私の聞き間違いかもしれませんが、今厚生労働省と国に返すお金は返したが、片倉元容疑者というか、には返していないみたいな趣旨の発言があったのですが、それは本当に事実反していることはないのですか。議事録に残ることですし、ちょっと精査をお願いしたいのですが。

○議 長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時25分

○議 長 会議を再開をいたします。

今ほど渡辺精郎議員の討論の原稿を精査をいたしましたら、特に問題がないということで、一応討論を終了といたします。

ほかに討論ございますか。井上議員。

○井上議員 私は、一連の議論を聞いていて、滝川市議会はもっと過去を引きずらず、滝川市の未来を見据えた論議をする場所にすべきだろうなというふうに感じました。非常に残念でございます。それで、新政会を代表して、それではこの議案に対して討論をいたします。議案第1号 権利の放

棄について、これは原案賛成、修正案反対の立場で討論をいたします。

本件に至る介護タクシー事件は、容疑者の逮捕、収監、そしてその後の市職員全体の給与削減と市民からの浄財による寄附を合わせて損害額実に2億4,000万円、これを全て補填されたものであります。今回の札幌高等裁判所の判決では、3名の元職員を指定して損害賠償の請求をせよとするものでありますが、指定された元職員等を初め前市長、前副市長を含め5人で実に4,500万円を超える額を基金に拠出し、かつ元職員は懲戒処分をも受けることで個人として既に十分な償いを行ったと認識をしております。このような経緯や滝川市の将来を見据えた新政会は、原案で述べられた放棄の理由に賛成するものであります。前田市長は刷新を掲げ、このような負の遺産を背負いながらも3年間民間出身市長として市役所機構の改革にさまざまな道筋をつけてきております。滝川市にとって大事なことは、この判決を重く受けとめて、我々含め市職員、全職員が改めて一人一人の職務に真摯に向き合い、市民のために働く公務員としていま一度襟を正すこととさせていただきます。

以上、新政会を代表して原案に対する賛成討論といたします。

以上。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、修正案を可とする立場で、また修正案以外の原案を可とする立場で討論を行います。

債権放棄の議決について、平成22年の公金違法支出損害賠償請求事件、平成24年4月23日第2小法廷最高裁判決等を受け、総務省の住民訴訟に関する検討会が報告書をまとめています。それによると、引用しますが、例えば故意または重過失による損害賠償請求権や個人的な利得目的の認められる不当利得返還請求権などは、基本的に放棄する合理性を欠くものと考えたと述べています。そこで、今回の事例は判決より元福祉事務所長及び福祉課長が平成19年4月以降に夫婦に対して行った通院移送費の支給は違法であり、当該支給を行ったことについて元福祉事務所長及び福祉課長には著しい注意義務違反があったものとして重過失が認められる。また、19年7月からの福祉課長についても同様のことが認定をされています。そういう中で先ほどの報告書では、重過失等の事例についても一律に権利放棄を禁止することは困難が伴うというふうに述べています。そこで、枠組みということで、何点かについてきちんと分析をして、その上で判断をするということが求められています。その点で今回の議案第1号 権利の放棄について、放棄の理由について何点か述べたいと思います。

まず、放棄の理由の1点目では、当該元職員が違法行為を誘導し、または違法行為に加担したのではなくとしています。しかし、判決でも監査委員の調査報告で還流が指摘されて以降も1億1,000万円以上を支出するなど、詐欺事件の温床になったことは間違いありません。本来であればそういったことをここに書くべきですが、そういったことが書かれていません。また、さらに問題なのは、市として組織的な対応及び判断の適正さを欠いていたことを余りにも重視する余り、判決で下された重過失についての評価が著しく低められていると言わざるを得ません。きょうの答弁では、このようなものがありました。1つとしては、3人が個人として引き起こした事故ではなく、組織として食いとめられなかった。2点目としては、3人だけではない。それ以上に組織の責

任が大きいと受けとめていると述べられました。このような組織論は、6年間にわたる住民訴訟では全く被告側も主張しておりませんし、判決でも認定もされていません。つまり今回の債権放棄の理由の主たる重過失についての考え方という点では、今回の確定判決をよく分析されていないと言わざるを得ません。

また、2点目について、市職員全体の給与削減及び市民等からの寄附等により本件控訴審判決において当該元職員が滝川市に与えたと認められた損害については補填されているというふうに述べておりますが、これについてはいろんな見解はもちろんあるというふうに思います。しかし、公金で公金を埋めることはできないと。これは当然であり、滝川市の主張は、本議案の理由は法的には成り立たないというふうに思います。

また、3点目で当該元職員が既に懲戒処分等の組織的な対応が行われているというふうに書かれていましたが、3名のうち1名は懲戒処分を受けておらず、また組織的な対応が行われているというふうに理由を述べていますが、質疑の結果、この3名が自主的にした寄附金は100万円ということで、今回集められた寄附金の2パーセント以下ということであり、これでは組織的な対応が行われていたとは言えないというふうに私は考えるものです。

最後になりますが、重過失であっても一律に権利放棄を禁止することには困難があるという中で提案されましたが、いろいろ質疑の中で検討した結果、今回の全額放棄は普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする同法の趣旨に照らして不合理であって、裁量権の範囲の逸脱またはその濫用に当たると考えます。よって、議案第1号には反対をいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、公明党を代表し、原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

平成25年4月25日における札幌高等裁判所における判決を受け、滝川市長が元職員3名に対して賠償の命令または支払いの請求を行うこととされた件に係る損害賠償請求に関する全ての権利について、これを放棄するということの提案に対して、公明党としては賛成いたします。私たち公明党としては、この生活保護詐欺事件においては既に議会において決着済みとの認識しております。その後、住民訴訟が提起され、今回の判決を受け、市は損害賠償請求に関する全ての権利を放棄するとの判断が示されたわけです。もちろん市の提案理由にもあったように、住民訴訟の意義については否定するものではありません。ましてや司法の判断より議会の判断を優先するというものでもありません。当時の議会判断は、市としての組織的な対応、判断の適正さを欠いたことが最大の要因であったこと、そしてこのような反省を踏まえて再発防止に向けた信頼回復プランを策定し、さまざまな山積する諸課題解決に向けて再出発をいたしました。このようなことから、職員個人への損害賠償請求についての司法判断は重く受けとめるものの、当該職員が違法行為を誘導したり、それに加担したのではないことが明らかな以上、今回の損害賠償請求に関する全ての権利を放棄するという市の提案に対して賛成し、修正案には反対することで討論とさせていただきます。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

まず、本案に対する渡辺精郎議員外1人から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議 長 起立少数であります。

したがって、議案第1号の修正案は否決されました。

次に、議案第1号の原案について起立により採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年第3回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員